

鞍手町地域防災計画

資料編

平成 30 年 1 月

改訂 令和 7 年 2 月

鞍手町防災会議

資料編目次

【町の現況資料】

1 災害、危険箇所等

項番	資料名	頁
1-1	重要水防箇所	1
1-2	災害危険河川区域	1
1-3	山地災害危険箇所	3
1-4	土砂災害のおそれのある箇所	5
1-5	危険物施設	13
1-6	ため池	14

2 設備、施設等

2-1	災害時における臨時ヘリポート	15
2-2	指定緊急避難場所・指定避難所	16
2-3	自治公民館及び集会所	17
2-4	町防災行政用無線	18
2-5	要配慮者等利用施設一覧	19
2-6	水防倉庫	22
2-7	水道施設	23
2-8	消防団詰所	23

3 災害時連絡先

3-1	災害時の連絡先	24
-----	---------	----

【例規、基準、応援協定等】

4 町の例規等

4-1	鞍手町防災会議条例	27
4-2	鞍手町災害対策本部条例	29
4-3	鞍手町総合災害補償規程	30
4-4	鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例	33
4-5	鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	37
4-6	鞍手町消防団の設置等に関する条例	41
4-7	鞍手町消防団の組織等に関する規則	42
4-8	鞍手町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例	45
4-9	鞍手町火入れに関する条例	49
4-10	福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約	54

5 国、県の例規、基準等

5-1	気象庁震度階級解説関連表	57
5-2	福岡県災害調査報告実施要綱	59
5-3	被害の判定基準	64
5-4	災害救助法（抜粋）	67
5-5	福岡県災害救助法施行細則	69

6 応援協定等

	災害協定関係機関・団体一覧	80
--	---------------	----

【各種様式】

	各種様式一覧	82
--	--------	----

1-1 重要水防箇所

県知事区間重要水防箇所（河川）

河川名	左右岸別	延長(m)	位置			予想される事態	水防工法
			大字	キロ杭位置	重要度		
西川	右左	2,400 2,400	新北	小木橋～五反田橋	B	溢水	積み土俵工
南田川	左	200	新延	西川合流点より上流	B	溢水	積み土俵工

(地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による)

重要水防区域一覧表（B）〈堤防〉

河川名	所在地	岸別	位置	延長(m)	備考	水防工法
遠賀川	小牧地先	左	11/850～ 12/700	850	越水B	積み土俵
遠賀川	小牧地先	左	12/900～ 13/140	240	越水B	積み土俵

(地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による)

1-2 災害危険河川区域

河川名	岸別	延長(m)	大字	キロ杭位置
長谷川	左右	5	新北	0K000
長谷川	左右	20	新北	0K400 付近
北田川	左	10	木月	0K000
北田川	左	10	木月	0K400 付近
北田川	左	20	新延	北田川橋付近
北田川	右	440	新延	北田川橋付近
北田川	右	440	新延	北田川橋～畦田橋付近
北田川	左	1	新延	0K600
北田川	左	10	新延	畦田橋付近
北田川	左	10	新延	畦田橋上流 20m
北田川	右	30	新延	六反田橋下流 50m
北田川	右	10	永谷	2K600 付近
西川	右	35	新延	上新延橋付近
西川	右	24	新北	下小木橋付近
西川	右	37	木月	木月橋より上流 20m
西川	右	80	木月	木月大橋より下流 50m
西川	右	114	木月	木月大橋付近
西川	右	114	木月	9K600
西川	右	94	木月	9K830
西川	右	94	木月	浮殿橋付近

河川名	岸別	延長(m)	大字	キロ杭位置
西川	右	24	木月	道中橋付近
西川	左	24	木月	道中橋付近
西川	右	84	新延	10K700
西川	左	70	新延	10K700
西川	右	10	新延	第二新延橋より下流
西川	左	24	新延	第二新延橋より下流 40
西川	右	35	新延	上新延橋より下流 20m
西川	右	1	新延	12K000
西川	左	694	新延	12K230
西川	左	694	新延	12K250
西川	右	10	新北	長谷川との合流点付近
西川	左	694	新北	12K900
西川	右	30	新北	13K420
西川	左	35	室木	15K900
南田川	右	50	新延	0K000
南田川	右	50	新延	0K015
南田川	右	50	新延	0K020
南田川	右	9	新延	野田橋付近
南田川	左	9	新延	野田橋付近
南田川	右	9	新延	1K980
南田川	右	13	新延	1K980
南田川	左	8	新延	2K050
南田川	右	8	新延	2K050
南田川	右	40	新延	2K150
南田川	左	40	新延	2K150
南田川	右	40	新延	2K175
南田川	左	40	新延	2K175

(地域防災計画(福岡県)資料編2(災害危険箇所一覧)令和5年修正による)

1-3 山地災害危険箇所

山腹崩壊危険地区（国有林）

危険地区 番号	字	人家数	保全対象								
			公共施設等						道路		
			種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類	
402-1	永谷	20								県道	
402-2	永谷	20								県道	
402-3	永谷	30								県道	

（地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による）

崩壊土砂流出危険地区（国有林）

危険地区番号	字	人家数	保全対象								
			公共施設等						道路		
			種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類	
402-001	古門	22									

（地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による）

山腹崩壊危険地区（民有林）

危険地区番号	字	人家数	保全対象							
			公共施設等						道路	
			種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類
402-001	新北	6								
402-002	新北	49							県道	
402-003	新北	11							県道	
402-004	長谷	17							町道	
402-005	長谷	9							町道	
402-006	長谷	8							町道	
402-007	長谷	13	公衆トイレ	1					町道	
402-008	室木	37							県道	町道
402-009	室木	39							県道	
402-010	八尋	9							町道	
402-011	新延	55							県道	
402-012	新延	99	小学校	1					県道	
402-013	新延	87							町道	県道
402-014	永谷								県道	
402-015	永谷	8							県道	
402-016	永谷	2							県道	
402-017	永谷	6							県道	
402-018	永谷	13							県道	
402-019	新延	29							県道	
402-020	新延	18	福祉センター	1					町道	
402-021	古門	5							町道	
402-022	古門	38			水道施設	1			町道	
402-023	古門	19							町道	
402-024	古門	15							町道	
402-025	古門	6							町道	
402-026	古門	2							町道	

（地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による）

崩壊土砂流出危険地区（民有林）

危険地区 番号	大字	人家数	保全対象								
			公共施設等						道路		
			種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類	
402-001	長谷	24								町道	県道
402-002	長谷	24								県道	町道
402-003	室木	13								県道	
402-004	室木	55								町道	
402-005	新延									町道	
402-006	永谷	18								県道	
402-007	永谷	19								県道	町道
402-008	新延	36								県道	町道
402-009	古門	10								町道	

（地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による）

地すべり危険地区（民有林）

危険地区番号	大字	人家数	保全対象								
			公共施設等						道路		
			種類	数量	種類	数量	種類	数量	種類	種類	
402-001	新延	66								県道	町道

（地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による）

1-4 土砂災害のおそれのある箇所

砂防指定地

溪流名	住所	告示年月日	告示番号	面積(ha)	指定方法
南田川	大字新延	S38. 11. 14	2834	1. 3000	標柱
北田川	大字新延	S40. 2. 23	320	0. 4300	線
打木原川	大字古門	H 9. 6. 12	1321	0. 6700	標柱
水上川1	大字長谷	H12. 1. 27	161	0. 7900	標柱
奥畑川	大字室木	H17. 3. 14	271	1. 5752	標柱
奥畑川右支川	大字室木	H22. 3. 1	117	1. 6928	標柱

（地域防災計画（福岡県）資料編2（災害危険箇所一覧）令和5年修正による）

地すべり防止区域

区域名	所在地	区域面積	指定年月日	告示番号	備考
六反田	大字永谷	16.00	S48.2.14	299	

(地域防災計画(福岡県)資料編2(災害危険箇所一覧)令和5年修正による)

ボタ山崩壊防止区域

区域名	所在地	指定面積 (ha)	告示年月日	告示番号
野田	大字新延	1.90	S34.4.7	966
新延	大字新延	1.30	S35.8.25	1740
野田1号	大字新延	8.40	S38.4.13	1189
永谷	大字永谷	2.30	S38.4.13	1189
大谷	大字永谷	2.95	S40.3.9	452
東谷	大字永谷	1.50	S40.3.9	452
八尋	大字八尋	0.63	S41.7.23	2342
野田2号	大字新延	1.35	S42.3.31	1171
室木2号	大字室木	2.30	S42.8.26	2633
幸ノ浦	大字八尋	2.02	S42.8.26	2633
野田3号	大字新延	1.09	S44.3.31	822
室木3号	大字室木	1.19	S44.3.31	822

(地域防災計画(福岡県)資料編2(災害危険箇所一覧)令和5年修正による)

急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	指定面積(ha)	指定年月日	告示番号
幸ノ浦	大字八尋	0.9200	S61.1.4	1
		0.3870	S61.11.6	1635
城ヶ崎	大字中山	0.2700	H12.12.8	1898
小部良	大字中山	0.3075	H16.3.10	444
八尋神田	大字八尋	0.5176	H27.6.12	566

(地域防災計画(福岡県)資料編2(災害危険箇所一覧)令和5年修正による)

土砂災害(特別)警戒区域指定集計表

	県土整備事務所	土石流		急傾斜		地すべり		計		指定日
		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		土砂災害警戒区域		
		うち土砂災害特別警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域	うち土砂災害特別警戒区域			
鞍手町	直方	51	49	112	108	4	0	167	157	R3.7.13

土砂災害（特別）警戒区域（土石流）

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域人家	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
402-D-001	奥畑1	室木	402-I-023			86,560	0	H24.3.28	575
402-D-003	奥畑3	室木	402-I-025	○		23,251	450	H24.3.28	575
402-D-004	宮田越	室木	402-I-022	○	○	12,442	6,419	H24.3.28	575
402-D-005	中畑1	室木	402-I-026	○		70,203	396	H24.3.28	575
402-D-006	中畑2	室木	402-I-027	○		32,908	1,109	H24.3.28	575
402-D-007	室木5	室木	402-I-021	○		22,457	205	H24.3.28	575
402-D-008	室木4	室木	402-I-020-4	○		17,799	327	H24.3.28	575
402-D-009	室木3	室木	402-I-020-3	○		24,096	497	H24.3.28	575
402-D-010	室木2	室木	402-I-020-2	○		45,285	849	H24.3.28	575
402-D-011	室木1	室木	402-I-020-1	○		32,593	815	H24.3.28	575
402-D-012	室木神田3	室木	402-I-019	○	○	40,570	10,356	H24.3.28	575
402-D-013	室木神田2	室木	402-I-018	○		50,285	253	H24.3.28	575
402-D-014	室木神田1	室木八尋	402-I-017	○		100,062	752	H24.3.28	575
402-D-015	泉水1-1	新延	402-I-016-1	○	○	27,754	9,897	H24.3.28	575
402-D-016	泉水1-2	新延	402-I-016-2	○	○	13,927	5,575	H24.3.28	575
402-D-017	泉水2	新延	402-II-010	○		17,043	351	H24.3.28	575
402-D-018	新延1	新延古門	402-II-003	○		58,787	780	H24.3.28	575
402-D-019	六反田1	新延	402-I-007	○	○	10,539	2,145	H24.3.28	575
402-D-020	七ヶ谷2	新延	402-I-014	○	○	25,542	18,459	H24.3.28	575
402-D-021	七ヶ谷1	新延	402-I-013	○	○	21,808	7,369	H24.3.28	575
402-D-022	六反田2	新延	402-I-008	○	○	16,396	1,596	H24.3.28	575
402-D-023	六反田3	新延永谷	402-I-009	○	○	18,838	12,837	H24.3.28	575
402-D-024	別当谷2	永谷	402-II-009	○		30,531	563	H24.3.28	575
402-D-025	別当谷1	永谷	402-II-008	○	○	33,823	25,844	H24.3.28	575
402-D-026	永谷1	永谷	402-I-010	○	○	18,936	8,832	H24.3.28	575
402-D-027	永谷2	永谷	402-I-011	○		9,189	628	H24.3.28	575
402-D-028	永谷3	永谷	402-I-012	○	○	13,613	5,578	H24.3.28	575
402-D-029	大谷2	永谷	402-II-004	○		31,934	2,273	H24.3.28	575
402-D-030	永谷4	永谷	402-II-005	○	○	10,917	4,643	H24.3.28	575
402-D-031	永谷5-3	永谷	402-II-006-3	○		20,974	1,650	H24.3.28	575
402-D-032	永谷5-2	永谷	402-II-006-2	○		20,903	23	H24.3.28	575
402-D-033	永谷5-1	永谷	402-II-006-1	○		21,328	831	H24.3.28	575
402-D-034	大谷1	古門	402-II-001	○		6,779	6,186	H24.3.28	575
402-D-035	西山1	古門	402-I-001	○	○	57,395	4,003	H24.3.28	575

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒 区域	特別警戒 区域人家	警戒区域 面積(m ²)	特別警戒区 域面積(m ²)	告示 年月日	告示 番号
402-D-036	西山2	古門	402-I-002	○	○	45,896	701	H24.3.28	575
402-D-037	西山3	古門	402-II-002	○		64,962	175	H24.3.28	575
402-D-038	西山4	古門	402-I-003	○	○	64,393	4,636	H24.3.28	575
402-D-039	西山5	古門	402-I-004	○	○	29,174	11,145	H24.3.28	575
402-D-040	神崎1	古門	402-I-005	○	○	13,578	10,663	H24.3.28	575
402-D-041	神崎2	古門	402-I-006	○	○	26,364	10,013	H24.3.28	575
402-D-042	中山	中山	402-I-034	○		59,604	1,382	H24.3.28	575
402-D-043	新北1	新北	402-II-011	○		46,171	1,020	H24.3.28	575
402-D-044	田頭2	新北	402-I-036	○		41,764	491	H24.3.28	575
402-D-045	田頭1	新北	402-I-035	○		26,689	295	H24.3.28	575
402-D-046	入生	新北	402-I-033	○		20,972	1,048	H24.3.28	575
402-D-047	長谷下2	長谷	402-I-032	○		33,756	301	H24.3.28	575
402-D-048	長谷下1	長谷	402-I-031	○		56,692	465	H24.3.28	575
402-D-049	長谷中2	長谷	402-I-030	○		79,683	3,421	H24.3.28	575
402-D-050	長谷中1	長谷	402-I-029	○	○	88,880	6,826	H24.3.28	575
402-D-051	水上	長谷	402-I-028	○		65,117	1,007	H24.3.28	575
402-D-052	奥畑川2	室木	402-I-024			91,527	0	H30.11.30	1,041

土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
402-k-001	中畑3	室木	402-II-058N	○	○	42.0	47.0	16,973	6,426	H24.3.28	575
402-k-002	中畑2	室木	402-II-055N	○	○	34.0	40.0	19,455	7,517	H24.3.28	575
402-k-003	中畑1	室木	402-II-054N	○		10.0	44.0	8,269	2,243	H24.3.28	575
402-k-004	宮田越2	室木	402-II-056N II-057N	○	○	12.0	44.0	7,242	2,274	H24.3.28	575
402-k-005	大懐	室木	402-II-053A	○	○	22.0	43.0	5,464	1,957	H24.3.28	575
402-k-006	奥畑	室木	402-I-019N	○	○	10.0	35.0	3,013	880	H24.3.28	575
402-k-007	奥畑1	室木	402-II-052N	○		19.0	37.0	3,430	1,218	H24.3.28	575
402-k-008	室木神田2	室木	402-II-047A			15.0	64.0	3,059	0	H24.3.28	575
402-k-009	室木神田1	室木	402-II-046A	○	○	12.0	43.0	3,184	913	H24.3.28	575
402-k-010	末森	室木	402-II-049N	○	○	6.0	55.0	1,018	168	H24.3.28	575
402-k-011	大懐1	室木	402-III-019N	○		13.0	59.0	11,144	3,339	H24.3.28	575
402-k-012	大懐2	八尋 室木	402-III-017N	○		8.0	37.0	3,799	960	H24.3.28	575
402-k-013	八尋末森	八尋 室木	402-III-016N	○		7.0	46.0	6,064	1,272	H24.3.28	575
402-k-014	大広木2	八尋	402-II-048N	○	○	16.0	45.0	11,776	4,099	H24.3.28	575
402-k-015	大広木-1	八尋	402-I-018N-1	○		7.0	35.0	2,340	546	H24.3.28	575
402-k-016	大広木-2	八尋	402-I-018N-2	○		7.0	39.0	923	158	H24.3.28	575
402-k-017	大広木-3	八尋	402-I-018N-3	○		11.0	37.0	4,525	1,531	H24.3.28	575
402-k-019	八尋神田1-1	八尋	402-I-013N-1	○	○	18.0	46.0	8,300	2,912	H24.3.28	575
402-k-020	八尋神田1-2	八尋	402-I-013N-2	○		8.0	40.0	1,080	286	H24.3.28	575
402-k-021	北浦3	八尋	402-II-038N	○	○	6.0	38.0	1,650	436	H24.3.28	575
402-k-022	北浦2	八尋	402-II-040N	○	○	7.0	46.0	1,812	396	H24.3.28	575
402-k-023	北浦1	八尋	402-II-041N	○	○	12.0	46.0	2,319	759	H24.3.28	575
402-k-024	幸ノ浦2	八尋	402-II-036N	○	○	14.0	44.0	5,103	1,653	H24.3.28	575
402-k-025	幸ノ浦4	八尋	402-II-037N	○	○	12.0	37.0	2,809	953	H24.3.28	575
402-k-026	幸ノ浦5	八尋	402-II-039N	○	○	12.0	56.0	1,945	742	H24.3.28	575
402-k-027	幸の浦-1	八尋	402-I-014N-1	○	○	11.0	39.0	5,172	276	H24.3.28	575
402-k-028	幸の浦-2	八尋	402-I-014N-2	○	○	13.0	50.0	4,956	654	H24.3.28	575
402-k-029	太郎丸2-1	八尋	402-II-042N-1	○	○	8.0	60.0	2,355	499	H24.3.28	575
402-k-030	太郎丸2-2	八尋	402-II-042N-2	○	○	7.0	40.0	366	90	H24.3.28	575
402-k-031	八尋	八尋	402-I-016N	○	○	9.0	39.0	3,826	1,036	H24.3.28	575
402-k-032	太郎丸1	八尋	402-I-015N	○	○	11.0	46.0	8,113	2,300	H24.3.28	575
402-k-033	太郎丸4	八尋	402-II-043N	○	○	7.0	38.0	1,358	342	H24.3.28	575
402-k-034	小木橋3	八尋	402-II-023A	○		8.0	63.0	1,560	139	H24.3.28	575
402-k-035	小木橋2	八尋	402-II-024N	○	○	7.0	32.0	1,234	363	H24.3.28	575

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
402-k-037	新延2	新延八尋	402-II-022A	○	○	46.0	41.0	15,597	7,703	H24.3.28	575
402-k-038	泉水3	新延	402-I-011N	○		7.2	32.9	3,024	592	H24.3.28	575
402-k-039	新延4	新延	402-III-011N	○		14.0	44.7	7,002	2,543	H24.3.28	575
402-k-040	泉水1	新延	402-I-008A	○	○	26.5	36.4	10,354	3,450	H24.3.28	575
402-k-041	泉水2-2	新延	402-II-015N-2	○		14.2	32.1	4,073	1,372	H24.3.28	575
402-k-042	泉水2-1	新延	402-II-015N-1	○		20.1	36.5	4,971	1,649	H24.3.28	575
402-k-043	新延1	新延	402-II-012N	○	○	6.2	37.0	2,998	440	H24.3.28	575
402-k-044	六反田1	新延	402-I-005N	○	○	36.0	40.2	20,034	9,554	H24.3.28	575
402-k-045	六反田7	新延	402-II-016N	○	○	8.5	36.9	3,344	818	H24.3.28	575
402-k-046	新延3	新延	402-III-009N	○	○	18.4	34.8	8,534	3,490	H24.3.28	575
402-k-047	鬼ヶ崎	新延	402-I-004N	○	○	20.0	33.1	1,877	752	H24.3.28	575
402-k-048	六反田5	新延	402-II-011N	○	○	36.8	43.2	33,904	13,704	H24.3.28	575
402-k-049	六反田4	新延	402-II-010N	○	○	13.9	43.0	3,099	938	H24.3.28	575
402-k-050	新延2	新延	402-III-008N	○		14.0	33.3	2,448	658	H24.3.28	575
402-k-051	六反田	新延	402-I-007N	○	○	8.5	39.4	3,247	567	H24.3.28	575
402-k-052	六反田6	永谷新延	402-II-014N	○		12.0	40.6	3,242	1,027	H24.3.28	575
402-k-053	室井畑地-1	永谷	402-I-006A-1	○	○	7.0	37.9	1,132	264	H24.3.28	575
402-k-054	室井畑地-2	永谷	402-I-006A-2	○	○	13.0	50.0	3,398	432	H24.3.28	575
402-k-055	梅寿ヶ谷-1	永谷新延	402-I-003N-1	○	○	34.9	49.8	27,956	10,694	H24.3.28	575
402-k-056	別当谷2	永谷	402-II-007N	○	○	9.6	39.7	3,799	995	H24.3.28	575
402-k-057	梅寿ヶ谷(2)-2	永谷	402-I-002N-2	○		20.0	45.5	5,350	977	H24.3.28	575
402-k-058	梅寿ヶ谷(2)-1	永谷	402-I-002N-1	○	○	20.2	63.4	15,567	4,439	H24.3.28	575
402-k-059	永谷1	永谷	402-II-008N	○	○	32.0	44.4	10,724	4,185	H24.3.28	575
402-k-060	永谷4	永谷	402-III-005N	○		18.0	50.0	3,624	1,055	H24.3.28	575
402-k-061	大谷	永谷	402-II-006N	○	○	8.3	32.8	471	122	H24.3.28	575
402-k-062	永谷3-2	永谷	402-II-005N-2	○		18.0	40.3	4,592	1,471	H24.3.28	575
402-k-063	永谷3-1	永谷	402-II-005N-1	○	○	32.1	43.8	10,567	4,130	H24.3.28	575
402-k-064	古門3	古門	402-III-002N	○		15.8	52.9	4,007	764	H24.3.28	575
402-k-065	古門2	古門	402-III-001N	○	○	5.6	33.9	1,441	196	H24.3.28	575
402-k-066	古門4	古門	402-III-003N	○		10.1	38.3	2,112	528	H24.3.28	575
402-k-067	柿山1	古門	402-II-001N	○	○	9.8	40.4	3,044	815	H24.3.28	575
402-k-068	古門5	古門	402-III-004N	○		7.5	30.6	1,551	286	H24.3.28	575
402-k-069	柿山	古門	402-II-002A	○		17.2	35.2	3,264	1,197	H24.3.28	575

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
402-k-070	古門6	古門	402-III-006N	○		14.9	53.3	13,796	4,182	H24.3.28	575
402-k-071	道中3	古門	402-II-013N	○		6.8	31.4	1,397	298	H24.3.28	575
402-k-072	松隈-1	木月古門	402-II-003A-1	○		13.1	50.9	9,204	1,076	H24.3.28	575
402-k-073	松隈-2	木月	402-II-003A-2	○		14.0	40.5	7,009	2,319	H24.3.28	575
402-k-074	浪内	木月古門	402-I-001A	○		13.0	45.9	4,590	1,209	H24.3.28	575
402-k-075	古門1	木月	402-II-004N	○	○	15.1	35.0	1,141	468	H24.3.28	575
402-k-076	今村2	小牧	402-II-021N	○	○	11.7	55.0	4,113	943	H24.3.28	575
402-k-077	小牧1-6	小牧	Kyu402-0122-6	○		6.0	36.0	1,037	166	H24.3.28	575
402-k-078	小牧1-5	小牧	Kyu402-0122-5	○		5.9	35.9	323	44	H24.3.28	575
402-k-079	小牧1-4	小牧	Kyu402-0122-4	○	○	5.8	40.8	1,414	203	H24.3.28	575
402-k-080	小牧1-3	小牧	Kyu402-0122-3	○	○	7.3	45.9	2,140	448	H24.3.28	575
402-k-081	小牧1-2	小牧	Kyu402-0122-2	○	○	5.7	30.1	701	114	H24.3.28	575
402-k-082	小牧1-1	小牧	Kyu402-0122-1	○		5.0	32.1	496	62	H24.3.28	575
402-k-083	宗春	小牧	402-I-010N	○		6.9	32.8	869	206	H24.3.28	575
402-k-084	中山2	中山	402-III-007N			8.9	68.8	3,097	0	H24.3.28	575
402-k-085	中山3	中山	402-III-010N	○		8.3	34.7	2,029	518	H24.3.28	575
402-k-086	中山	中山	402-II-017N	○		9.1	38.8	1,887	586	H24.3.28	575
402-k-087	丸ノ内1	中山	402-II-019A	○		9.9	44.3	3,974	714	H24.3.28	575
402-k-088	丸ノ内2	中山	402-II-020N	○	○	5.1	52.2	620	88	H24.3.28	575
402-k-089	幸町	中山	402-II-018N	○	○	9.0	34.0	1,756	526	H24.3.28	575
402-k-090	猿喰	中山	402-II-030N	○	○	10.0	51.0	1,879	440	H24.3.28	575
402-k-091	土与丸1	中山	402-II-034N	○	○	9.0	44.0	3,187	830	H24.3.28	575
402-k-092	土与丸4	中山	402-II-032N	○		9.0	42.0	487	96	H24.3.28	575
402-k-093	下内	中山	402-II-035N	○	○	10.0	37.0	5,131	489	H24.3.28	575
402-k-094	土与丸6-1	中山	402-II-031N-1	○		7.0	34.0	884	233	H24.3.28	575
402-k-095	土与丸6-2	中山	402-II-031N-2	○	○	19.0	34.0	2,939	1,210	H24.3.28	575
402-k-096	本司6-1	新北	402-III-013N-1	○		26.0	41.0	7,802	2,890	H24.3.28	575
402-k-097	本司6-2	新北	402-III-013N-2	○		16.0	44.0	2,101	766	H24.3.28	575
402-k-098	本司1	新北	402-II-028N	○	○	33.0	43.0	6,021	2,793	H24.3.28	575
402-k-099	本司7-1	新北	402-III-012N-1	○		7.0	46.0	956	231	H24.3.28	575
402-k-100	本司7-2	新北	402-III-012N-2	○		7.0	42.0	1,092	154	H24.3.28	575
402-k-01	本司3	新北	402-II-026N	○		9.0	36.0	1,032	198	H24.3.28	575
402-k-102	本字5	新北	402-II-027N	○	○	7.0	48.0	886	201	H24.3.28	575
402-k-03	椿手2-1	新北	402-II-025N-1	○	○	8.0	46.0	751	186	H24.3.28	575

区域の番号	区域の名称	所在地	旧危険箇所番号	特別警戒区域	特別警戒区域人家	最大高さ(m)	最大勾配(°)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積(m ²)	告示年月日	告示番号
402-k-104	椿手2-2	新北	402-II-025N-2	○	○	9.0	43.0	698	206	H24.3.28	575
402-k-105	本司4	新北	402-II-029N	○	○	22.0	51.0	14,087	5,305	H24.3.28	575
402-k-106	中町	新北	402-II-044N	○	○	12.0	45.0	4,991	1,588	H24.3.28	575
402-k-107	長家	新北八尋	402-I-017N	○	○	22.0	48.0	18,318	6,628	H24.3.28	575
402-k-108	山ノ殿	新北八尋	402-III-015N	○	○	27.0	47.0	12,078	4,931	H24.3.28	575
402-k-109	長谷上3	長谷3	402-III-018N	○	○	14.0	42.0	8,415	2,300	H24.3.28	575
402-k-110	長谷上1	長谷2	402-II-050N	○	○	10.0	36.0	1,906	542	H24.3.28	575
402-k-111	長谷上2	長谷1	402-II-051N	○	○	7.0	38.0	2,068	528	H24.3.28	575
402-k-112	城ヶ崎1	中山	402-NK-502-1			7.0	57.0	3,118	0	H29.1.27	52
402-k-113	城ヶ崎2	中山	402-NK-502-2			5.0	40.0	569	0	H29.1.27	52
402-k-114	八尋神田3	八尋	402-II-045N	○	○	17.0	50.0	11,888	1,388	R3.7.13	686

土砂災害（特別）警戒区域（地すべり）

区域の番号	自然現象の種類	区域の名称	住所	危険箇所番号	ブロック名	特別警戒区域	特別警戒区域人家	ランク区分	長さ(m)	幅(m)	警戒区域面積(m ²)	特別警戒区域面積	告示年月日	告示番号
402-j-001	地滑り	永谷(1)	永谷	402-j-076	a			B	203	58	18,018	—	H24.3.28	575
					b			C	121	90	16,203	—		
					c			C	150	101	27,034	—		
					d			C	115	58	12,726	—		
402-j-002	地滑り	永谷(2)	永谷新延	402-j-077	a			C	117	117	14,676	—	H24.3.28	575
402-j-003	地滑り	六反田	永谷	402-j-078	a			B	33	89	4,738	—	H24.3.28	575
					b			C	139	128	8,577	—		
					c			B	95	93	12,056	—		
					d			B	110	160	7,056	—		
402-j-004	地滑り	室木	室木	75	I			C	136	93	21,862	—	H24.3.28	575
					II			C	97	40	7,010	—		
					III-1			C	152	63	15,979	—		
					III-2			C	46	75	5,506	—		
					IV			C	124	55	12,509	—		
					V			C	48	49	4,300	—		
					VI			C	31	98	5,713	—		
					VII			C	91	49	7,839	—		
					VIII			C	70	62	7,817	—		
					IX			C	58	46	4,605	—		
					XI-1			C	108	175	35,040	—		
XI-2			C	220	66	20,657	—							
			C	130	67	13,083	—							

1-5 危険物施設

(令和5年12月現在)

区 分	施設数
製 造 所	2
貯 蔵 所	34
屋内貯蔵所	15
屋外タンク貯蔵所	10
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	7
簡易タンク貯蔵所	0
移動タンク貯蔵所	0
屋外貯蔵所	1
取 扱 所	16
給油取扱所	2
販売取扱所	0
移送取扱所	7
一般取扱所	7
合 計	52

1-6 ため池

名 称	場 所	点検結果優先度	備 考
白旗池	大字八尋字白旗	地域優先度 高	
伏原池	大字古門字伏原	地域優先度 高	
草田池	大字長谷字草田	地域優先度 高	
石田池	大字新北字石田	地域優先度 高	
浦ノ原（大）池	大字古門字浦ノ原	地域優先度 高	
西ノ浦池	大字古門字神崎	地域優先度 高	
永谷裏池	大字永谷字向山	地域優先度 高	
濁池	大字中山字濁	地域優先度 高	
金木原池	大字中山字大正寺	地域優先度 高	
宮ノ谷池	大字新延字宮ノ谷	地域優先度 高	
一ノ谷池	大字新延字一ノ谷	地域優先度 高	
谷山池	大字室木字谷山	地域優先度 高	

2-1 災害時における臨時ヘリポート

所在地	臨時ヘリポート名	施設管理者	備考(広さ) 幅 m×長さ m
小牧 2226	町民グラウンド	町教育委員会	160×90
木月 2406	旧豊翔館グラウンド	町	110×100
新北 993-1	旧鞍手南中学校グラウンド	町	80×120

2-2 指定緊急避難場所・指定避難所

No.	施設・場所・名称	住所	管理担当 連絡先	指定緊急 避難場所	指定避 難所	災害種別ごとの適否			
						洪水	地震	土砂 災害	大規模 火災
1	鞍手町中央公民館	鞍手町大字小牧 2105	42-7200	○	○	●	●	●	●
2	鞍手町立武道館	鞍手町大字小牧 2105	42-7200	○	○	●	●	●	●
3	鞍手町立体育館	鞍手町大字小牧 2104-1	42-7200	○	○	●	●	●	●
4	鞍手町民グラウンド	鞍手町大字小牧 2226	42-7200	○		●	●	●	●
5	鞍手公園	鞍手町大字中山 2802-7	42-2111	○		●	●	●	●
6	剣南小学校 (校舎)	鞍手町大字中山 2213-1	42-7200	○	○	●	●	●	●
7	剣南小学校 (グラウンド)	鞍手町大字中山 2213-1	42-7200	○		●	●	●	●
8	剣南小学校 (体育館)	鞍手町大字中山 2213-2	42-7200	○	○	●	●	●	●
9	剣北小学校 (校舎)	鞍手町大字中山 3266	42-7200	○	○	●	●	●	●
10	剣北小学校 (グラウンド)	鞍手町大字中山 3267	42-7200	○		●	●	●	●
11	剣北小学校 (体育館)	鞍手町大字中山 3266	42-7200	○	○	●	●	●	●
12	鞍手中学校 (校舎)	鞍手町大字小牧 2122-1	42-7200	○	○	●	●	●	●
13	鞍手中学校 (グラウンド)	鞍手町大字小牧 2122-1	42-7200	○		●	●	●	●
14	鞍手中学校 (体育館)	鞍手町大字小牧 2122-1	42-7200	○	○	●	●	●	●
15	旧鞍手北中学校 (グラウンド)	鞍手町大字中山 3923-315	42-2111	○		●	●	●	●
16	旧鞍手北中学校 (体育館)	鞍手町大字中山 3923-315	42-2111	○		●	●	●	●
17	浮洲公園野球場	鞍手町大字木月 578	42-2111	○			●	●	●
18	古月保育所	鞍手町大字木月 111-1	42-2111	○			●	●	●
19	古月小学校 (校舎)	鞍手町大字木月 1149	42-7200	○	○	●	●	●	●
20	古月小学校 (グラウンド)	鞍手町大字木月 1149	42-7200	○		●	●	●	●
21	古月小学校 (体育館)	鞍手町大字木月 1149	42-7200	○	○	●	●	●	●
22	旧豊翔館 (校舎)	鞍手町大字木月 2406	42-2111	○		●	●	●	●
23	旧豊翔館 (グラウンド)	鞍手町大字木月 2406	42-2111	○		●	●	●	●
24	旧豊翔館 (体育館)	鞍手町大字木月 2406	42-2111	○		●	●	●	●
25	鞍手町総合福祉センター	鞍手町大字新延 414-1	42-2111	○	○	●	●	●	●
26	西川小学校 (校舎)	鞍手町大字新北 1081	42-7200	○	○	●	●	●	●
27	西川小学校 (グラウンド)	鞍手町大字新北 1081	42-7200	○		●	●	●	●
28	西川小学校 (体育館)	鞍手町大字新北 1081	42-7200	○	○	●	●	●	●
29	新延小学校 (校舎)	鞍手町大字新延 1511	42-7200	○	○	●	●	●	●
30	新延小学校 (グラウンド)	鞍手町大字新延 1511	42-7200	○		●	●	●	●
31	新延小学校 (体育館)	鞍手町大字新延 1511	42-7200	○	○	●	●	●	●
32	室木小学校 (校舎)	鞍手町大字室木 1290	42-7200	○	○	●	●	●	●
33	室木小学校 (グラウンド)	鞍手町大字室木 1290	42-7200	○		●	●	●	●
34	室木小学校 (体育館)	鞍手町大字室木 1290	42-7200	○	○	●	●	●	●
35	旧鞍手南中学校 (校舎)	鞍手町大字新北 993-1	42-2111	○		●	●	●	●
36	旧鞍手南中学校 (体育館)	鞍手町大字新北 993-1	42-2111	○		●	●	●	●

2-3 自治公民館及び集会所

校 区	施設名	住 所	建築年	備 考
剣南小学校区	中山本村公民館	大字中山 1218-1	平成 5 年	
	立林区公民館	大字中山 2569	令和 2 年	
	中本町区公民館	大字中山 2355-7	昭和 54 年	
	猪倉公民館	大字猪倉 97-3	昭和 46 年	
	小牧区公民館	大字小牧 1323-2	昭和 52 年	
	本町公民館	大字中山 2339-3	昭和 49 年	
	今村公民館	大字小牧	昭和 52 年	
	城ヶ崎区公民館	大字中山 2446-34	昭和 60 年	
	幸町公民館	大字中山 2768	昭和 62 年	
	中山南区公民館	大字中山 3185-38	昭和 41 年	
	大池区公民館	大字小牧 2333-189	昭和 55 年	移譲による
	新中山区公民館	大字中山 3343-50	平成 6 年	
	上新橋区公民館	大字中山 2185-21		
剣北小学校区	山ヶ崎区公民館	大字中山 3730		
	唐ヶ崎区公民館	大字中山 3540-5	平成 10 年	
	東区公民館	大字中山 3923-370	平成 27 年	
	昭を通り区公民館	大字中山 3235		
	い牟田公民館	大字中山 3485-107	昭和 53 年	
	中山北区公民館	大字中山 3169-87	昭和 45 年	
	中山西区公民館	大字中山 3923-74		
	弥生区公民館	弥生二丁目 88	平成 26 年	
古月小学校区	上木月区公民館	大字上木月 695	平成 16 年	
	木月公民館	大字木月 1211-3	平成 14 年	
	春日公民館	大字木月 1152-1		
	古門区公民館	大字古門 1430	平成 18 年	
	神崎公民館	大字古門 2131-12	平成 19 年	
	古門北区公民館	大字古門 4160-34	平成 17 年	
	倉坂区公民館	大字古門 2824-1		
	新延小学校区	泉水区公民館	大字新延 1275-3	昭和 62 年
島公民館		大字新延 540	平成 3 年	
古賀公民館		大字新延 157	平成 17 年	
新延本村公民館		大字新延 2149	昭和 60 年	
七ヶ谷公民館		大字新延	昭和 54 年	
新塚区公民館		大字新延 1117	昭和 56 年	
室井区公民館		大字新延 1607-1	昭和 58 年	六反田集会所
舟川公民館		大字新延 2647-6	昭和 48 年	隣保館
永谷区公民館		大字永谷	平成 17 年	
西川小学校区	北浦公民館	大字八尋	昭和 42 年	
	八尋中央区集会所	大字八尋 1577-30	平成 18 年	
	長谷区公民館	大字長谷 521-3		
	新北公民館	大字新北 1251	平成元年	
室木小学校区	室木公民館	大字室木	昭和 52 年	
	神田区公民館	大字室木 705	昭和 50 年代	移譲による
	八尋区中央公民館	大字八尋 913-1	昭和 58 年	
	八尋神田公民館	大字八尋 428	平成 3 年	

2-4 町防災行政用無線

No.	設置場所	設置場所住所	備考欄
1	鞍手町役場	鞍手町大字小牧 2080-2	H24 設置
2	広域消防鞍手出張所	鞍手町大字新延 96-11	H24 設置
3	旧鞍手北中学校	鞍手町大字中山 3923-315	H24 設置
4	弥生区公民館	鞍手町弥生二丁目 88	H24 設置
5	北区公民館	鞍手町大字中山 3169-87	H24 設置
6	剣南小学校	鞍手町大字中山 2213-1	H24 設置
7	今村区公民館	鞍手町大字小牧 311-2	H24 設置
8	小牧区公民館	鞍手町大字小牧 1167-1	H24 設置
9	本町区公民館	鞍手町大字中山 2339-3	H24 設置
10	古月小学校	鞍手町大字木月 1149	H24 設置
11	旧豊翔館	鞍手町大字木月 2406	H24 設置
12	上木月区公民館	鞍手町大字上木月 696-1	H24 設置
13	神崎区公民館	鞍手町大字古門 2133-6	H24 設置
14	鞍手町総合福祉センター	鞍手町大字新延 414-1	H24 設置
15	永谷区公民館	鞍手町大字永谷 239-1	H24 設置
16	七ヶ谷区公民館	鞍手町大字新延 1640-1	H24 設置
17	室井区集会所	鞍手町大字新延 1607-38	H24 設置
18	泉水区公民館	鞍手町大字新延 1275-1	H24 設置
19	西川小学校	鞍手町大字新北 1081	H24 設置
20	長谷区公民館	鞍手町大字長谷 521-3	H24 設置
21	室木小学校	鞍手町大字室木 1290	H24 設置
22	大懐池跡地 (埋立空地)	鞍手町大字室木 705-2	H24 設置
23	室木ユスノキ原	鞍手町大字室木 162 付近	H24 設置
24	立林小部良	鞍手町大字中山 2047-1	H29 設置
25	新北大日池	鞍手町大字新北 1370	H30 設置
26	幸ノ浦集会所	鞍手町大字八尋 1523-1	R01 設置
27	古門北区公民館	鞍手町大字古門 4160-51	R01 設置
28	鞍手公園	鞍手町大字中山 2842	R01 設置
29	新延小学校	鞍手町大字新延 150	R01 設置
30	古門区公民館	鞍手町大字古門 971	R01 設置
31	立林区御山中組	鞍手町大字中山 1788 地先	R01 設置
32	倉坂区公園	鞍手町大字古門 2824-47	R01 設置
33	大池区第1公園	鞍手町大字小牧 2333-211	R01 設置
34	新延本村区公民館	鞍手町大字新延 2147-3	R01 設置
35	新延古賀公民館	鞍手町大字新延 158	R01 設置
36	城ヶ崎区公民館	鞍手町大字中山 2446-34	R01 設置
37	中山本村区公民館	鞍手町大字中山 1218-1	R02 設置
38	中山本村上松尾	鞍手町大字中山 (本村区)	R02 設置
39	中山本村京の上団地	鞍手町大字中山 49-2	R02 設置
40	室木区公民館	鞍手町大字室木 885-1	R02 設置

2-5 要配慮者等利用施設一覧

○印：洪水浸水想定区域内・土砂災害警戒区域に該当する施設

福祉関係施設

業 種	施設名	所在地	電話番号	洪水浸水	土砂災害
通所介護	やすらぎ園デイサービスセンター	木月 1826-1	42-6896	○	
	ふれあい YOUYOU 館	新延 289-1	42-7378	○	
	やすらぎの家 鞍手デイサービスセンター	中山 2451	42-5440		
	デイサービスくらて	中山 2446-32	42-3188		○
	恵みの里 デイサービスセンター	新北 1678	42-7750		
	デイサービス ワンハンドレッド	中山 2402-6	43-1813	○	
	デイサービスシャフト	猪倉 360	52-7330	○	
	リハビリデイサービス アドバンス	中山 2377-1	28-9466	○	
地域密着型 通所介護	医療法人康和会 りんごデイサービス	新延 2647-2	43-3000	○	
	デイサービスこころ 一家談楽	古門 4114	42-8877	○	
通所リハビリ テーション	医療法人木原医院	中山 3660-1	42-5005	○	
	鞍寿クリニック	中山 2425-8	42-2221		
短期入所 生活介護	特別養護老人ホーム やすらぎ園ショートステイ	木月 1826-1	42-6883	○	
介護老人 福祉施設	特別養護老人ホーム やすらぎ園	木月 1826-1	42-6883	○	
	特別養護老人ホーム ジュエル鞍手	古門 4190-1	52-7161	○	
介護老人 保健施設	地方独立行政法人くらて病院 介護老人保健施設鞍寿の里	中山 2425-8	42-1233		
小規模多機能型 居宅介護	小規模多機能ホーム ひいらぎ	室木 801-2	43-1500	○	○
認知症対応型 共同生活介護	グループホーム やすらぎ園	木月 1826-1	42-6883	○	
	グループホームくるみ	中山 3599	43-1230	○	
	グループホームかえで	室木 801	43-3900	○	○
	グループホームみやび	猪倉 542	42-2237	○	
	グループホームなごみ	小牧 1969	43-1753	○	○
サービス付 高齢者向け住宅	恵みの里	新北 1678	42-7750		
住宅型有料 老人ホーム	住宅型有料老人ホームくらて	中山 2446-48	42-3100		
	彩月 鞍手	古門 4114	42-8877	○	
	花水木	中山 2225-2	43-3150	○	
	さくら庵	中山 2226-1	43-3150	○	

業 種	施設名	所在地	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
共同生活援助	サンガーデン鞍手	新延 289-2	43-1202	○	
	らいふ	中山 3186-7	42-0520	○	
	グループホームさち	木月 1606-10	42-3088	○	
	やすらぎ	新北 164-1	42-6610		○
自立訓練 (生活訓練)	ワークライフつるぎ	中山 3024-45	52-6485		
就労継続支援 (A型)	源喜	上木月 1037-3	28-7309	○	
就労継続支援 (B型)	じょぶトレーニング筑豊	中山 3169-100	42-0520	○	
	ワークサポート勇	長谷 553	090-9950 -4897		○
	ジョブサポートセンターくらて	中山 2824-176	42-8977	○	
	ワークライフつるぎ	中山 3024-45	52-6485		
生活介護	デイゆたか	新延 1802	42-4333	○	○
	小牧ワークセンター	小牧 2333-132	42-9302		
	鞍手ゆたかの里	新延 1804-2	42-7113	○	○
短期入所	サンガーデン鞍手	新延 289-2	43-1200	○	
	NPO法人やすらぎ	新北 164-1	42-6610		○
障がい児 通所施設	放課後等デイサービス たいむ	新北 993-1	28-8372		
	子育て・発達支援 room くうる	中山 2396-1	52-6310	○	
	ひばりキッズジュニア鞍手いちよう	室木 1312	28-7411		

医療機関

業 種	施設名	所在地	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
医療施設	医療法人 木原医院	中山 3660-1	42-5005	○	
	医療法人 梅谷外科胃腸科医院	中山 2262-3	42-3377	○	
	のりまつ医院	猪倉 346	42-7008	○	
	医療法人 原医院	新北 1659-1	42-2030		
	鞍手クリニック	古門 1042-1	43-3030		
	鞍寿クリニック	中山 2425-8	42-2221		
	地方独立行政法人 くらて病院	小牧 2226-2	42-1231		

保育所等

業 種	施設名	所在地	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
保育所	鞍手町立古月保育所	木月 111-1	42-0277		
こども園	鞍手あゆみこども園	中山 2213-1	42-0300		
	鞍手のぞみこども園	新延 1986	42-5911		
幼稚園	九州女子大学付属 鞍手幼稚園	新北 1111	42-0185	○	

乳児院

業 種	施設名	所在地	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
乳児院	鞍手乳児院	新延 448-11	42-0246		

小・中学校

業 種	施設名	所在地	電話番号	洪水 浸水	土砂 災害
小学校	剣南小学校	中山 2213-2	42-0062		
	剣北小学校	中山 3266	42-0116		
	古月小学校	木月 1149	42-0212		
	西川小学校	新北 1081	42-0061		○
	新延小学校	新延 1511	42-0215		
	室木小学校	室木 1290	42-0146		
中学校	鞍手中学校	小牧 2122-1	42-0109		

2-6 水防倉庫

設置場所

施設名	所在地	管理者	備考
鞍手町役場	大字小牧2080-2	鞍手町役場まちづくり課	
消防用防災倉庫	大字小牧2105	鞍手町役場まちづくり課	
機材倉庫	大字古門字兵丹	鞍手町役場まちづくり課	

2-7 水道施設

施設名	所在地	電話番号	備考
鞍手町中央浄水場	大字中山 3024-48	42-0417	
御山配水池	大字中山 1580-26	—	
猿喰配水池	大字中山 1715	—	
山神配水池	大字中山 3231-41	—	
荒五郎配水池	大字古門 1688-2	—	

2-8 消防団詰所

施設名	所在地	電話番号	備考
鞍手町消防団 本部	大字小牧 2080-2		
鞍手町消防団第1分団格納庫	大字木月 1170-2	—	
鞍手町消防団第2分団格納庫	大字中山 2377-2	—	
鞍手町消防団第3分団格納庫	大字新北 1000-7	—	
鞍手町消防団第4分団格納庫	大字中山 3042-33	—	
鞍手町消防団第5分団格納庫	大字新延 1810-1	—	

3-1 災害時の連絡先

名 称	電 話	防災行政無線	防災無線FAX	住 所
町行政機関				
鞍手町役場	0949-42-2111 FAX 42-5693		1-78-402-75	鞍手町大字小牧 2080-2
消防団	0949-42-2111			鞍手町大字小牧 2080-2
福岡県				
【防災危機管理局】				福岡市博多区東公園 7-7
災害時優先連絡先	092-641-4734		1-78-700-7390 ~7394、7899	〃
防災企画課	FAX 643-3117			〃
課長	092-643-3110	78-700-7020		〃
国民保護係	092-643-3123	78-700-7021		〃
防災企画係	092-643-3112	78-700-7022		〃
防災情報係	092-643-3114	78-700-7024		〃
原子力安全対策係	092-643-3115	78-700-2487		〃
消防防災指導課				〃
消防係	092-643-3111	78-700-7023		〃
防災指導係	092-643-3113	78-700-7025		〃
統制室	092-643-3116	78-700-7026		〃
宿直室		78-700-7027		〃
通信機械室		78-700-7028		〃
災害対策本部室		78-700-7500 ~7504		〃
行政経営企画課	092-643-3027	78-700-7012		〃
県民情報広報課	092-643-3101	78-700-7016		〃
総合政策課	092-643-3156	78-700-7032		〃
保健医療介護総務課	092-643-3238	78-700-7042		〃
商工政策課	092-643-3413	78-700-7062		〃
農林水産政策課	092-643-3468	78-700-7072		〃
福祉総務課	092-643-3244	78-700-7082		〃
河川管理課	092-643-3666	78-700-7103	1-78-700-7396	〃
県土整備総務課	092-643-3636	78-700-7102		〃
建築都市総務課	092-643-3704	78-700-7112		〃
会計課	092-643-3772	78-700-7122		〃
飯塚農林事務所	0948-21-4951	78-820-701	1-78-801-760	飯塚市新立岩 8-1
直方県土整備事務所	0949-22-5608	78-813-710	1-78-813-761	直方市日吉町 9-10
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4911	78-820-201		飯塚市新立岩 8-1
警 察				
福岡県警察本部	092-641-4141	78-700-7202		福岡市博多区東公園 7-7
直方警察署	0949-22-0110			直方市殿町 5-31
直方警察署 鞍手交番	0949-22-0110			鞍手町大字小牧 2272-1
直方警察署 新北駐在所	0949-22-0110			鞍手町大字新北

名 称	電 話	防災無線	防災無線FAX	住 所
指定地方行政機関				
国土交通省 遠賀川河川事務所	0949-22-1830			直方市溝堀1丁目1-1
国土交通省 遠賀川河川事務所 中間出張所	093-245-0154			中間市大字垣生1991-1
陸上自衛隊第4師団司令部 (第3部防衛班)	092-591-1020	78-983-70		春日市大和町5-12
陸上自衛隊 第2高射特科団(第3科)	0948-22-7651			飯塚市大字津島282
福岡管区气象台	090-725-3601	78-981-70		福岡市中央区大濠1-2-36
九州農政局 福岡県拠点	092-281-8261			福岡市博多区住吉3-17-21
九州森林管理局 福岡森林管理署	092-843-2100			福岡市早良区百道1-16-29
指定公共機関				
鞍手郵便局	0949-42-0042			鞍手町大字中山3217
N T T 西日本九州支店災 害対策室	092-476-6161			福岡市博多区博多駅東2-3-1
九州電力(株)飯塚営業所	0120-986-104			飯塚市新飯塚23-32
九州電力(株)八幡営業所	0120-986-102			北九州市八幡東区西本町一丁目 19-1
九州旅客鉄道(株) 筑豊篠栗鉄道事業部	0949-22-0985			直方市山部301-1
その他防災上重要な機関				
直方・鞍手広域市町村圏 事務組合消防本部	0949-32-1130	78-670-70	1-78-670-75	宮若市宮田16-1
直方・鞍手広域市町村圏 事務組合鞍手出張所	0949-42-4541			鞍手町大字新延6-11
直方市	0949-25-2000	78-204-70	1-78-204-75	直方市殿町7-1
小竹町	0949-62-1212	78-401-70	1-78-401-75	小竹町大字勝野3167-1
宮若市(本庁舎)	0949-32-0510	78-403-70	1-78-403-75	宮若市宮田29-1
日本赤十字社福岡県支部	092-523-1171	78-980-70		福岡市南区大楠3-1-1
日本放送協会福岡放送局	092-724-2800	78-982-70		福岡市中央区六本松1-1-10
日本銀行福岡支店	092-725-5511			福岡市中央区天神4-2-1
西部ガス(株)福岡支店	092-572-2711			福岡市南区横手1-7-1
福岡県広域森林組合 福岡北支店	0949-52-2211			宮若市福丸252-2
鞍手町商工会	0949-42-0357			鞍手町大字中山2768
直鞍農業協同組合 鞍手支所	0949-42-3111			鞍手町大字新延120-11
鞍手町社会福祉協議会	0949-42-7800			鞍手町大字小牧2105
直方鞍手医師会	0949-22-0448			直方市大字山部808-13
直方歯科医師会	0949-22-2408			直方市大字山部字浦山759-1
直方鞍手薬剤師会	0949-29-7055			直方市古町8-12
福岡県介護保険広域連合	092-643-7055		092-641-2432	福岡市博多区千代4丁目1-27

名 称	電 話	防災無線	防災無線FAX	住 所
福岡県薬剤師会	092-271-3791			福岡市博多区住吉2-20-15
ふくおか県央環境広域施設 組合	0948-22-5911			飯塚市楽市728-1
宮若市外二町じん荼処理施設組 合(くらしクリーンセンター)	0949-32-2174			宮若市本城1593-38
泉水最終処分場	0949-42-3961			鞍手町大字新延1296-8
鞍手町衛生センター	0949-42-0089			鞍手町大字中山3395
鞍手町町営葬祭場	0949-42-0665			鞍手町大字中山3397

4-1 鞍手町防災会議条例

昭和41年6月1日

鞍手町条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鞍手町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を掌る。

- (1) 鞍手町地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指定する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 福岡県の知事の部門の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 福岡県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他町長において必要と認める者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号、第7号及び第8号の委員の定数は、それぞれ若干人とする。
- 7 第5項第5号及び第6号を除く他の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、福岡県の職員、鞍手町の職員、関係指定地方公共機関の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月25日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月31日条例第15号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-2 鞍手町災害対策本部条例

昭和 41 年 6 月 1 日

鞍手町条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、鞍手町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(班の設置)

第 3 条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2 班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 班長は、班の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 20 日条例第 18 号）

この条例は、公布の日から施行する。

4-3 鞍手町総合災害補償規程

昭和 59 年 5 月 31 日

鞍手町規程第 1 号

この規程は、全国町村会総合賠償補償保険に加入するに伴い、鞍手町（以下「甲」という。）が設置する学校の管理下にある者又は主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他町が主催する活動及び行事等に参加中の者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院した場合の補償について定める。

（補償する対象）

第 1 条 甲は自己が設置する学校の管理下にある者又は自己が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の活動に参加中の者が急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」という。）に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害（身体の一部を失い又はその機能に重大な傷害を永久に残した状態をいう。以下同様とする。）を生じた場合又は入院した場合、当該参加者又はその者の相続人（以下「被災者」という。）に対し、この鞍手町総合災害補償規程に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状（継続的に吸入、吸収又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。）を含む。ただし、細菌性中毒は、含まない。

（補償金額と補償基準）

第 2 条 甲は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者に支払うものとする。ただし、学校管理下にある者については、入院補償給付金は対象とならない。

（補償金を支払わない場合）

第 3 条 甲は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

（1）被災者の故意

（2）この鞍手町総合災害補償規程に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

（3）被災者の自殺行為又は犯罪行為

（4）被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失

（5）被災者の妊娠、出産又は流産

（6）大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発

的事故による場合には、この限りでない。

- (7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故
 - (8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故
 - (9) 核燃料物資（使用済燃料を含む。以下同様とする。）若しくは核燃料によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれら特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故
 - (10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染
 - (11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故
- （この規程の適用除外）

第4条 この規程は、次の者には適用しない。

- (1) 甲の業務に従事中の甲の使用人（甲が甲の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受ける者を含む。）
 - (2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含む。）の学生・生徒・官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の構成員
- （準用規定）

第5条 この規程にない事項については、「全国町村会総合賠償補償保険契約特約書」、「災害補償保険普通保険約款」、「スポーツ障害補償特約条項」、「学校管理下災害補償特約条項」及び「入院医療補償保険金の支払に関する条項」の規定を準用する。

附 則

この規程は、昭和59年6月1日から施行する。

附 則（平成10年6月22日告示第45号）

この告示は、公布の日から施行し、平成10年6月1日から適用する。

別表（第2条関係）

区分	給付額			
死亡給付金	500万円			
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円			
入院補償給付金	入院日数 1日以上5日まで	10,000円	通院日数 6日以上15日まで	10,000円
	入院日数 6日以上15日まで	30,000円	通院日数 16日以上30日まで	30,000円
	入院日数 16日以上30日まで	60,000円	通院日数 31日以上60日まで	45,000円
	入院日数 31日以上60日まで	90,000円	通院日数 61日以上	60,000円
	入院日数 61日以上90日まで	120,000円		
	入院日数 91日以上	150,000円		

4-4 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年7月10日
鞍手町条例第18号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 災害弔慰金（第3条—第8条）
- 第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）
- 第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）町民 災害により被害を受けた当時この町の区域内に住所を有したものをいう。

第2章 災害弔慰金

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1）死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2）前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してなされた支給は、全員に対してなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げる場合は、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき（その症状が固定したときを含む。）法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

(3) 第1号ウ又は前号イ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間は3年とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、その利率を延滞の場合を除き無利子とする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年4月1日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年4月5日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年7月25日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年7月10日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鞍手町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の鞍手町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年10月8日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月26日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により、被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年12月21日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は、当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は、同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (令和元年6月20日条例第12号)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、改正後の鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則 (令和元年12月17日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

4-5 鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年7月10日

鞍手町規則第4号

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条—第18条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年鞍手町条例第18号。

以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給の手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1） 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別、生年月日
- （2） 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3） 死亡者の遺族に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行ったうえ、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1） 障害者の氏名、性別、生年月日
- （2） 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3） 障害の種類及び程度に関する事項
- （4） 支給の制限に関する事項
- （5） 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明証を提出させるものとする。

2 町は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した借入申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認める書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、貸付決定不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用証の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに借用証（様式第5号）に資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

らない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用証と引き換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用証及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第7号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書(様式第8号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した申請書(様式第10号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した申請書(様式第13号)を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

(3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)

を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人について氏名又は住所の変更等借用証に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

（補則）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則（昭和57年10月8日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（令和元年6月20日規則第8号）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行し、改正後の鞍手町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年12月17日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式 省略

4-6 鞍手町消防団の設置等に関する条例

昭和41年4月1日

鞍手町条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第1項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域について定めるものとする。

(設置)

第2条 鞍手町に消防事務を処理するため消防団を置く。

(名称及び区域)

第3条 前条に規定する消防団の名称及び区域は、次の表のとおりとする。

名称	鞍手町消防団
区域	鞍手町内

(消防団員)

第4条 消防団に置く消防団員は、基本消防団員及び機能別消防団員とする。

- 2 基本消防団員は、機能別消防団員以外の消防団員とする。
- 3 機能別消防団員は、町長が別に定める特定の消防事務に従事する消防団員とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 鞍手町消防団条例（昭和39年鞍手町条例第16号）は、この条例公布の日に廃止する。

附 則（平成18年9月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

4-7 鞍手町消防団の組織等に関する規則

昭和41年4月1日
鞍手町規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、消防団の組織及び消防団員の階級等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 鞍手町消防団の設置等に関する条例（昭和41年鞍手町条例第10号）に基づき設置した鞍手町消防団の組織は、本部のほか5分団で構成する。

2 前項の本部、分団の組織及び事務分掌については、消防団長が定める。

(本部の位置)

第3条 消防団本部は、鞍手町役場内に置く。

(分団の名称及び区域、団員の配置)

第4条 消防団の各分団の名称及びその区域は、別表第1による。

(消防団員の階級)

第5条 消防団員の階級は、団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員とする。

(団員の職務)

第6条 消防団員の職務の内容は、別表第2による。

(消防訓練礼式)

第7条 消防団員の訓練礼式については、消防訓練礼式の基準（昭和40年消防庁告示第1号）によるものとする。

(服制)

第8条 消防団員の服制については、消防団員服制基準（昭和25年国家公安委員会告示第1号）によるものとする。

(教養及び訓練)

第9条 団長は、団員の品位の陶冶及び実施に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行わなければならない。

(表彰)

第10条 町長は、消防団又は団員がその任務遂行に当たって功労特に抜群である場合これを表彰することができる。

2 前項の場合団員については、団長が表彰を行うことができる。

第11条 前条の表彰は、次の2種とする。

(1) 賞詞

(2) 賞状

第12条 賞詞は消防団員として功労があると認められる者に対して授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第13条 町長は、次に掲げる事項に対して功労があると認められる者又は団体に対して感謝状を授与することができる。

(1) 水、火災の予防又は鎮圧

(2) 消防施設強化拡充についての協力

(3) 水、火災現場における人命救助

(4) 火災その他災害時における警戒、防ぎよ、救助に関して消防団に対してなした協力

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 鞍手町消防団規則（昭和39年鞍手町規則第8号）は、この規則公布の日に廃止する。

附 則（昭和47年3月30日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月24日規則第3号）

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成14年6月25日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月21日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行し、平成25年10月1日から適用する。

附 則（平成29年3月10日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第11号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

分団の名称及びその区域

分団名	班数	区域	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	基本団員	機能別団員	計	合計
本部	1	町内全域	1	1			1	1	7	15	26	200
第1分団	4	木月、上木月、古門、古門北区			1	1		4	28		34	
第2分団	4	本村、立林、小牧、今村、大池、上新橋、中本町、本町、幸町			1	1		4	32		38	
第3分団	5	室木、長谷、八尋、新北、神田、八尋神田、八尋中央			1	1		5	31		38	
第4分団	4	猪倉、西区、弥生、山ヶ崎、東区、昭和通り、唐ヶ崎、い牟田、城ヶ崎、南区、北区、新中山			1	1		4	24		30	
第5分団	3	神崎、倉坂、新延本村、新延南区、新延新塚、新延舟川、泉水、永谷、室井、七ヶ谷			1	1		3	29		34	

別表第2（第6条関係）

団員の職務

団員区分	階級	職務の内容
基本消防団員	団長	消防団の事務を統轄し、消防団員を指揮監督する。
	副団長	消防団長を補佐し、消防団長に事故があるとき又は消防団長が欠けたときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代理する。
	分団長	消防団長の命を受け、当該分団の事務を掌理し、所属の団員を指揮監督する。
	副分団長	分団長を補佐し、分団長に事故あるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。
	部長	上司の命を受け、当該部の事務をつかさどる。
	班長	上司の命を受け、当該班の事務をつかさどる。
機能別消防団員	団員	上司の命を受け、消防事務に従事する。
	団員	上司の命を受け、特定の消防事務に従事する。

4-8 鞍手町消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例

昭和41年4月1日

鞍手町条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第18条、第22条から第24条までの規定に基づき、非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等について定めるものとする。

(定員)

第2条 団員の定数は200人とし、次の表のとおりとする。

団員区分	階級	定数
基本消防団員	団長	1人
	副団長	1人
	分団長	5人
	副分団長	5人
	部長	1人
	班長	21人
	団員	151人
機能別消防団員	団員	15人
計		200人

2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。以下「令」という。）第4条第1項第1号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の定数とする。

3 令第4条第3項の規定に基づき消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、基本消防団員の数とする。

(任用)

第3条 消防団長（以下「団長」という。）は消防団の推薦に基づき町長が任命し、団長以外の基本消防団員は次に掲げる資格を有する者のうちから町長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務をする者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固、身体強健な者

2 機能別消防団員は次に掲げる資格を有する者のうちから町長の承認を得て団長が任命する。

- (1) 当該消防団の区域内に居住し、又は勤務をする者
- (2) 年齢70歳以下の者

- (3) 志操堅固、身体強健な者
- (4) 元消防団員で分団長以上の経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、団長が特に必要と認めた者

3 前条に規定する役付団員の任命については、団長が団員のうちから選考し、町長の承認を得て任命する。

4 役付団員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(欠格条項)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第6条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6か月以上長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第5条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においてこれを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務成績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに耐えない場合
- (3) 前2号に定める場合のほか、団員に必要な適格性を欠く場合
- (4) 第2条に規定する定数の改廃又は予算の減少により過員を生じた場合

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第2号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 当該消防団の区域外に居住地を移転し、又は勤務する場所を移したとき。

(懲戒)

第6条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として戒告、停職又は免職の処分をすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1か月以上の期間を定めて行う。

3 戒告は、文書をもって行うものとする。

(服務規律)

第7条 団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても水、火災その他の災害の発生を知ったときは、あらかじめ団長が定めた出動計画に従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第8条 団員が10日以上居住地又は勤務する場所を離れる場合は団長にあっては町長に、

その他の団員にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第9条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 規律を守り、上長の指揮命令のもとに上下一体となってことに当たらなければならない。
- (2) 職務上知得した秘密を他に漏らしてはならない。
- (3) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (4) 団員は、団又は団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、又はこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (5) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務のほかには使用してはならない。
- (6) 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能力を低下させる等の集团的行動を行ってはならない。

(報酬及び費用弁償)

第10条 消防団員の報酬及び費用弁償は、鞍手町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年鞍手町条例第3号）に定めるところによる。

(公務災害補償)

第11条 団員が公務により死亡、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、障害の状態となった場合においては、その団員又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し損害を補償する。

2 公務災害補償の額及び支給方法は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約（昭和27年規約第4号）によるものとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に団員である者は、この条例による任命されたものとみなす。

附 則（昭和47年3月30日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

附 則（昭和59年3月24日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第20号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）による改正前の民法（以下「旧法」という。）の規定による禁治産の宣告を受けた禁治産者は、改正後の民法（以下「新法」という。）の規定による後見開始の審判を受けた成年被後見人とみなす。
- 3 旧法の規定による心神耗弱を原因とする準禁治産の宣告を受けた準禁治産者は、新法

の規定による保佐開始の審判を受けた被保佐人とみなす。

附 則（平成13年3月30日条例第19号）

（施行期日）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月24日条例第7号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月20日条例第17号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月23日条例第11号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

4-9 鞍手町火入れに関する条例

平成12年10月13日

鞍手町条例第27号

(目的)

第1条 この条例は、鞍手町の森林又は森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地に関し、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の許可の手続き、その他必要な事項を定めることを目的とする。

(許可の申請)

第2条 森林法第21条第1項の規定により火入れの許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、火入れを行おうとする期間（以下「火入予定期間」という。）の開始する日の7日前までに、様式第1号による申請書1通に、次に掲げる書類を添え、町長に提出しなければならない。

(1) 火入れを行おうとする土地（以下「火入地」という。）及びその周囲の現況並びに防火の設備の位置を示す見取図

(2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書

(3) 申請者が、請負又は委託契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負又は委託契約書の写し

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者（以下「火入責任者」という。）を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第3条 町長は、当該申請に係る火入れが次の各号の全てに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

(1) 火入れの目的が、森林法第21条第2項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。

(2) 火入地の周囲の状況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等からみて、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第4条 町長は、火入れの許可をするときは、森林法第21条第1項の規定に基づき、第8条から第15条まで及び第16条第4項の規定を遵守して、これらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した様式第2号による許可証（以下「火入許可証」という。）を交付するものとする。

2 町長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 町長は、火入れの許可をした後において、延焼その他の危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定により火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変

更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.5ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、町長はこれを超えて許可をすることができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けた者(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可証の対象期間を経過したときは、速やかに町長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火帯の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正にされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅7メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある風下にあつては10メートル)の防火帯を設け、その防火帯中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.5ヘクタールまでは10人以上

(2) 0.5ヘクタールを超える場合にあっては、その超える面積0.1ヘクタールにつき1人を前号の人数に加えて得た人数以上

2 火入者は、カマ、スコップ、クワ、火タタキ等の消火に必要な器具を火入従事者に携帯させなければならない。

3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事

者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等からみて延焼のおそれのない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から下方に向かって行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

2 火入れは、日の出後に着手し、日没までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められたとき又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、町長及び消防署長に連絡することができる体制を確保しておかななければならない。

(消防署長への通知等)

第16条 町長は、火入れの許可を行った場合には消防署長にその旨通知するものとする。

2 町長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認められるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。

3 町長は、必要と認められるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせることもできる。

4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月16日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号

(第2条関係)

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">火 入 許 可 申 請 書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 5px 0;">鞍手町長 様</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">申請者 住 所 氏 名</p> <p style="margin: 10px 0;">次のように火入れを行いたいので許可されたく鞍手町火入れに関する条例第2条の規定により申請します。</p>		
火 入 地	所在地	
	所有者 (管理者)	
	地種区分	保安林()、普通林、原野、その他()
	所有区分	国有林()、公有林()、私有地()
	面積	総面積 ヘクタール
火入れ期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)	
火入れ目的	1 地ごしらえ 2 開墾準備 3 害虫駆除 4 焼畑 5 採草地改良	
火入れ方法		
防 火 体 制	火入従事者	
	防火帯	
	器具	
火入責任者		
備考	(添付書類 通)	

(注)

- 1 保安林の()の中には保安林種を記入
- 2 その他の()には土地現況を記入
- 3 所有区分の()には、所有形態の細分(部分林、部落区有林、神社有林等)を記入

様式第 2 号

(第 4 条関係)

<p>火 入 許 可 証</p> <p>年 月 日</p> <p>許可番号 号</p> <p>申請人 様</p> <p style="text-align: right;">鞍手町長 印</p> <p>月 日に申請のあった火入れは、下記のとおり許可する。</p>	
火入場所	
面積	総面積 ヘクタール
目的	
期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)
火入責任者	
指示事項	
備考	

4-10 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合同規約

昭和 27 年 10 月 29 日

規 約 第 1 号

(名称及び組織)

第 1 条 この組合は、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合（以下「組合」という。）と称し県下全町村並びに大川市、八女市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、前原市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市及びみやま市をもって組織する。

(組合の処理する事務)

第 2 条 組合は、次の各号に掲げる事務を共同処理する。

(1) 消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 24 条の規定による非常勤消防団員に係る災害補償に関する事務

(2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 36 条の 3 の規定による消防作業に従事した者及び救急業務に従事した者に係る災害補償に関する事務

(3) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 6 条の 2 の規定による水防団長又は水防団員に係る災害補償に関する事務

(4) 水防法第 45 条の規定による水防に従事した者に係る災害補償に関する事務

(5) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 84 条第 1 項の規定による応急措置の業務に従事した者に係る災害補償に関する事務

2 前項各号に掲げる事務を処理するに必要な事務

(事務所)

第 3 条 組合の事務所は福岡市博多区千代 4 丁目 1 番 27 号福岡県自治会館内に置く。

(組合議会の組織及び選挙)

第 4 条 組合議会の議員（以下「議員」という。）の定数は 10 人とし、議員は、各郡町村会長の職にある者をもってこれにあてる。

2 議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組合の執行機関の組織及び選任)

第 5 条 組合に組合長 1 人及び副組合長 1 人を置く。

2 組合長は、福岡県町村会長の職にある者を、副組合長は、同副会長の職にある者のなかからこれにあてる。

3 組合に会計管理者を 1 人置く。

4 会計管理者は、組合長の補助機関である職員のうちから、組合長が命ずる。

第 6 条 組合に必要職員を置き、組合長が任免する。

(監査委員)

第 6 条の 2 組合に監査委員を 2 人を置く。

2 監査委員は、組合長が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び議員のうちから、これを選任する。

3 監査委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまでは、その職務を行うことを妨げない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 組合長、副組合長、監査委員及び議員には、報酬を支給しない。但し、必要に応じ実費を弁償することができる。

(経費の負担)

第8条 組合の経費は、市町村の分担金並びに補助金その他の収入をもってあてる。

2 分担金の分賦割合は、条例でこれを定める。

(雑則)

第9条 前各条に定めるものの外必要な事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)中市に関する規定を準用する。

附 則

(施行の日)

この規約は許可の日から施行する。

附 則(昭和33年4月1日規約第1号)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(昭和38年4月1日規約第1号)

この規約は、許可の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則(昭和47年4月1日規約第1号)

この規約は、許可の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年3月5日県指令56地行第758号)

この規約は、許可の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年9月25日規約第2号)

この規約は、許可の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則(平成4年10月9日県指令4地行第246号許可)

この規約は、知事の許可の日から施行する。

附 則(平成9年10月1日県指令9地行第418号許可)

この規約は、許可の日から施行する。

附 則(平成17年1月24日県指令16地第5553号許可)

この規約は、平成17年1月24日から施行する。

附 則(平成17年2月4日県指令16地第5874号許可)

この規約は、平成17年2月4日から施行する。

附 則(平成17年3月17日県指令16地第6981号許可)

この規約は、平成 17 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 21 日県指令 16 地第 7052 号許可）

この規約は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日県指令 16 地第 7057 号許可）

この規約は、平成 17 年 3 月 22 日から施行する。

附 則（平成 17 年 3 月 28 日県指令 16 地第 7224 号許可）

この規約は、平成 17 年 3 月 28 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 11 日県指令 17 地第 3719 号許可）

この規約は、平成 17 年 10 月 11 日から施行する。

附 則（平成 18 年 1 月 10 日県指令 17 地第 5851 号許可）

この規約は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

附 則（平成 18 年 2 月 3 日県指令 17 地第 6679 号許可）

この規約は、平成 18 年 2 月 11 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 2 日県指令 17 地第 6901 号許可）

この規約は、平成 18 年 3 月 6 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 17 日県指令 17 地第 7255 号許可）

この規約は、平成 18 年 3 月 20 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日県指令 17 地第 7316 号許可）

この規約は、平成 18 年 3 月 25 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 23 日県指令 17 地第 7317 号許可）

この規約は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 8 月 24 日県指令 18 地第 2448 号許可）

この規約は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 11 月 30 日県指令 18 地第 4336 号許可）

この規約は、県知事の許可の日から施行する。ただし、第 1 条の改正規定及び第 4 条第 1 項の改正規定は、平成 19 年 1 月 29 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日県指令 18 地第 6889 号許可）

この規約は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 10 日市町村第 4746 号許可）

この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

5-1 気象庁震度階級解説関連表

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
0.5	0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。						
	1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。						
1.5	2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。					
2.5	3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。				
3.5	4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。				
4.5	5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。	耐震性の低い住宅では、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。		震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。断水、停電が発生することがある。	地盤に亀裂や液状化が生じたり、斜面では落石やがけ崩れが発生することがある。
5.0	5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが倒れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。	耐震性の低い住宅では、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	地震管制装置付きのエレベーターは安全のため自動停止する。運動再開には安全確認などのため、時間がかかることがある。	
5.5	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。転倒する。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。	耐震性の低い住宅では、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、大きく入る場合もある。瓦が落下したり、建物が傾いたり、倒れるものもある。耐震性の高い住宅でも、壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	震度6弱程度以上の揺れがあった場合、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。	地割れ、がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6.0								

計測震度	階級	人間	屋内の状況	屋外の状況	木造建物	鉄筋コンクリート造建物	ライフライン	地盤・斜面
6.5	6強		固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。	耐震性の低い住宅では、壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが増え、傾くものや、倒れるものが増える。耐震性の高い住宅でも、壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがあり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	震度6強程度以上の揺れがあった場合、広い地域でガス、水道、電気の供給が停止することがある。	大きな地割れが生じたり、がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。
	7	立っていることができず、這わないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	耐震性の低い住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。耐震性の高い住宅でも、壁などのひび割れ・亀裂が多くなり、まれに傾くことがある。	耐震性の低い建物では、壁、梁、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなり、1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが増える。耐震性の高い建物でも、壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなり、1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。		

5-2 福岡県災害調査報告実施要綱

制定 昭和 39 年 5 月 21 日

改正 平成 6 年 4 月 1 日

平成 10 年 4 月 1 日

(趣 旨)

第 1 この要綱は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 53 条の規定による報告及び他関係法令又は各省（庁）の要請等により、災害が発生した場合における被害状況を迅速かつ、的確に把握し、もって災害地域の災害応急対策を行うため必要な調査報告事項等について定めるものとする。

(定 義)

第 2 この要綱において「災害」とは、災害対策基本法第 2 条第 1 号に規定する災害をいう。

(総括事務)

第 3 この災害状況の調査についての総括事務は、次に掲げる区分により行うものとする。

- 1 災害対策本部が設置されないとき、又は設置されるまでの間は、総務部消防防災課において行う。
- 2 災害対策本部が設置されたときは、総合指令部（総括班）において行う。

(報告責任者)

第 4 災害時における事務のふくそうをさけるため、市長村長及び関係出先機関の長はあらかじめ報告責任者（この場合「災害報告主任」という。）及び副主任を定めておくものとする。

(報告すべき災害)

第 5 市町村長から知事に報告すべき災害はおおむね次のとおりとする。

- 1 災害救助法の適用基準に合致するもの。
- 2 県又は市町村が災害対策本部を設置したもの。
- 3 災害が最初は軽微であっても今後拡大発展するおそれのあるもの、又は 2 市町村以上にまたがるもので、1 の市町村における被害は軽微であっても全県的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。
- 4 災害による被害に対し、国又は県の特別の財政援助を要するもの。
- 5 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て報告の必要があると認められるもの。

(報告及び提出部数)

第 6 市町村長、関係出先機関の長及び本庁関係各部長は、災害による被害状況を次に掲げる区分により知事（又は災害対策本部長）に報告するものとし、被害の判定

基準は別表 1 によるものとする。

1 即 報

災害の発生に際し、死傷者、住家等の被害が発生し、又は避難が行われた場合にあつては、ただちに災害概況即報（様式第 1 号）を防災行政無線又は電話（ファクシミリを含む。）をもって報告するものとする。

以後、新たに被害が発生したとき、又は増大した場合はその都度遅滞なく様式第 1 号を提出するものとする。

前記報告のほか、判明した被害状況については様式第 2 号に掲げる事項を速やかに報告するものとし、以後にあつては毎日、下記に定める時間までに報告するものとする。

なお、被害件数等は「累計数」として取り扱うものとする。

区 分	報 告 時 間	
市 町 村 長	10 時 00 分	15 時 00 分
出先機関の長	10 時 30 分	15 時 30 分
各 部 長	11 時 00 分	16 時 00 分

2 詳 報

災害発生後市町村長にあつては 5 日以内に、関係出先機関の長にあつては 7 日以内に、それぞれの関係機関に様式第 2 号又は様式第 3 号を提出するものとし、関係各部長は関係出先機関の長からの報告を受けた後、速やかに同様式に掲げる事項を知事（又は災害対策本部長）に提出するものとする。

3 確定報告

応急対策を終了したとき、又は災害対策本部を解散した日から 15 日以内に様式第 2 号又は様式 3 号を前項に準じて提出しなければならない。

確定報告は、即報及び詳報をもって報告した被害状況の総括的なものであつて、その被害の実態を把握するために必要な証明書、現地写真、図面その他必要な資料を添付するものとする。

4 提出部数

出先機関の長は、各様式とも 2 部作成し関係部長に提出するものとする。

各部長は、1 部を知事（対策本部長）又は総務部長に提出するものとする。

なお、市町村長が出先機関を経由せず直接関係部長あて報告するものにあつては、出先機関の長に準じ 2 部提出するものとする。（報告の順序）

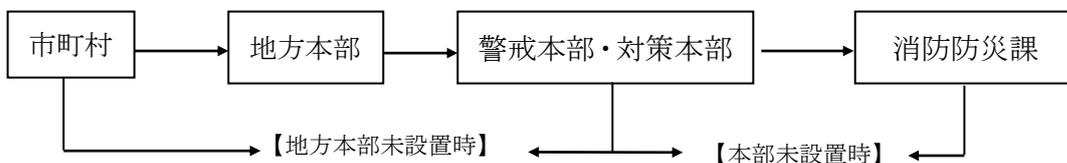
第 7 市町村長、関係出先機関の長及び関係各部長の行う災害順序によるものとする。

但し、応急対策等のため急を要すると認められるときは、これによらないことができる。

1 市町村長の報告

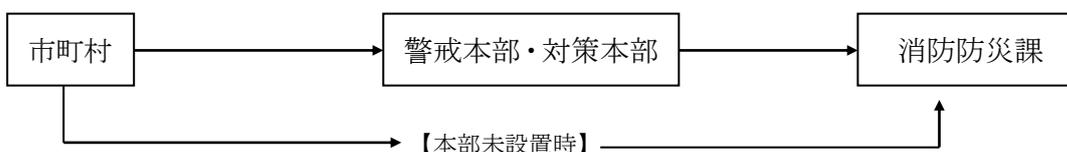
(1) 災害概況及び被害状況即報

(様式1号・様式2号の1)

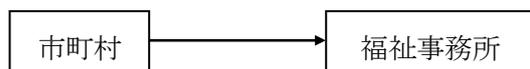


(2) 被害状況確定報告

(様式第2号の1)

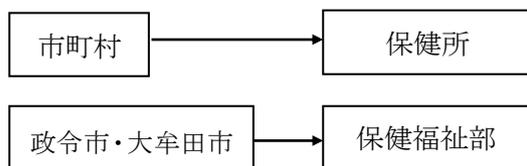


(3) 社会福祉施設関係被害即報



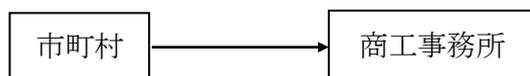
(様式第2号の2)

(4) 保健環境関係被害即報・詳報・確定報告 (様式第2号の3、様式第3号の1)



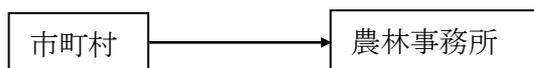
(5) 商工業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の4、様式第3号の2)



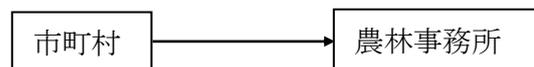
(6) 農業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の5、様式第3号の3、4、5、6、7、8、9、10、11、12、13、14、15)



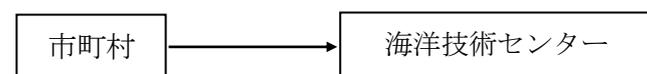
(7) 林業関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の6、7、8、9、10)



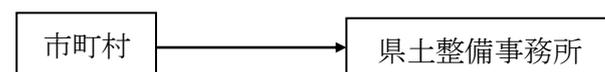
(8) 水産関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の11、12)



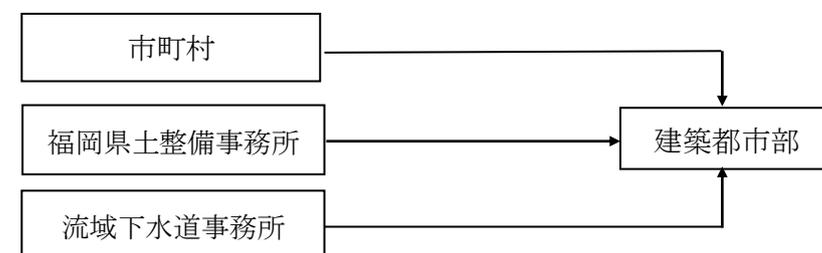
(9) 土木関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の13、様式第3号の16)



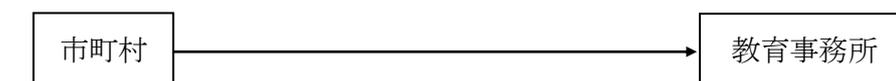
(10) 建築都市関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の14、15、様式第3号の17)



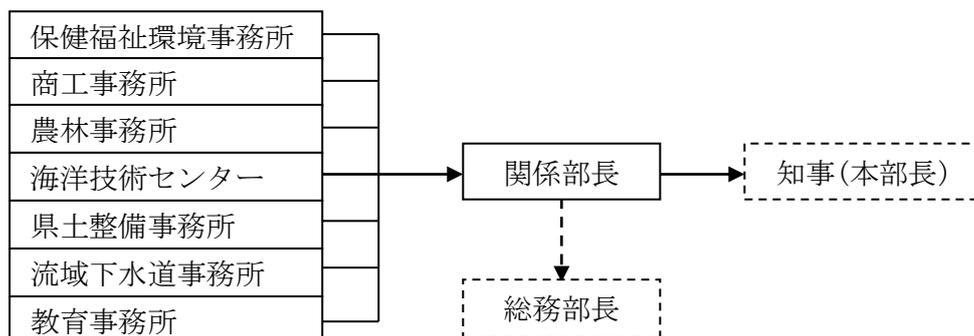
(11) 教育関係被害即報・詳報・確定報告

(様式第2号の16)



2 出先機関の長の報告

市町村から報告を受けた出先機関の長は、速やかに関係部長に報告するものとする。



3 各部長の報告

各部長は、出先機関の長からの報告を受けた後、速やかにその状況を書面をもって知事（又は災害対策本部長）に報告するものとする。

被害額については、様式第4号により報告するものとする。

災害対策本部が設置されないときは、災害ごとに様式第2号の1及び様式第4号を総務部長（消防防災課）に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

5-3 被害の判定基準

(その1) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分			備考
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実なものとする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。	
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。	
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもの、または住家の主要構成物の被害額がその住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。	
	半壊	住家の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要構成物の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊には該当しないが土砂竹林の堆積により一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にはいたらない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	非住家被害は全壊、又は半壊のもののみを記入するものとする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用、又は公共の用に供する建物とする。	
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	
その他	田の流失埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため耕作が不能になったものとする。	
	畑の流失埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。	
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	道路	道路法〈昭和27年法律第180号〉第2条第1項に規定する道路のうち橋りょうを除いたものとする。	

(その2) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分			備考
その他	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法〈昭和39年法律第167号〉が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法〈昭和25年法律第218号〉第2条第5号に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は第3条の2の規定によって天然の河岸とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
	被害船舶	ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	航空機被害	人が乗って航空の用に供することができる飛行機、回転翼航空機、滑空機、飛行船等の機器が被害を受けたものとする。	
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。	
	電気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。	
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。	
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
	ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	
	り災世帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。	住居の一部破損及び床下浸水の被害世帯は含まない。
り災者	り災世帯の構成員とする。		

(その3) (福岡県地域防災計画より抜すい：福岡県災害調査報告実施要綱 別表1)

被害区分		備考
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の被害金額の記入方法	公立文教施設、水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きとするものとする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料商品、生産機械器具等とする。	

5 - 4 災害救助法（抜粋）

（昭和 22 年法律第 118 号）

（目的）

第一条 この法律は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害により被害を受け又は被害を受けるおそれのある者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的とする。

（救助の対象）

第二条 この法律による救助（以下「救助」という。）は、この法律に別段の定めがある場合を除き、都道府県知事が、政令で定める程度の災害が発生した市（特別区を含む。以下同じ。）町村（第三項及び第十一条において「災害発生市町村」という。）の区域（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（次条第二項において「指定都市」という。）にあっては、当該市の区域又は当該市の区若しくは総合区の区域とする。以下この条並びに次条第一項及び第二項において同じ。）内において当該災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対して、これを行う。

2 災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の三第一項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の二第一項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第二十三条の三第二項（同法第二十四条第二項又は第二十八条の二第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により当該本部の所管区域が告示されたときは、都道府県知事は、当該所管区域内の市町村（次項及び第十一条において「本部所管区域市町村」という。）の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に対しても、救助を行うことができる。ただし、前項の規定の適用がある場合又は同法第二十三条の三第二項の規定により当該本部の廃止が告示された場合は、この限りではない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による救助を行うときは、その旨及び当該救助を行う災害発生市町村又は本部所管区域市町村の区域を公示しなければならない。当該救助を終了するときも、同様とする。

（救助の種類等）

第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、次のとおりとする。

- （1）避難所及び応急仮設住宅の供与
- （2）炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- （3）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- （4）医療及び助産

- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの

2 第二条第二項の規定による救助の種類は、避難所の供与とする。

3 救助は、都道府県知事等が必要があると認めた場合においては、前二項の規定にかかわらず、救助を要する者（埋葬については埋葬を行う者）に対し、金を支給してこれを行うことができる。

4 救助の程度、方法及び期間に関し必要な事項は、政令で定める。

5-5 福岡県災害救助法施行細則

昭和四十年八月三十一日
福岡県規則第四十四号

福岡県災害救助法施行細則（昭和三十五年福岡県規則第百二十号）の全部を改正する。

（趣旨）

第一条 この規則は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。）の実施について、災害救助法施行令（昭和二十二年政令第百二十五号。以下「政令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和二十二年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第一号。以下「省令」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第二条 削除

（平一三規則三三）

（救助実施区域の告示）

第三条 知事は、法第二条の規定による救助（以下「救助」という。）を開始したときは、速やかに当該救助を適用する市町村（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。以下同じ。）の地域を告示するものとする。

（平一三規則三三・令元規則一四・一部改正）

（市町村長の緊急処置）

第四条 市町村長（法第二条の二第一項に規定する救助実施市の長を除く。以下同じ。）は、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、法第十三条第二項の規定に基づき救助に着手することができる。

（平一三規則三三・平二六規則一・令元規則一四・一部改正）

（救助の組織）

第四条の二 災害救助に関する事務を処理するため、福祉労働部に災害救助部（以下「部」という。）を置く。

2 部に部長及び副部長を置き、部長には福祉労働部長を、副部長には福祉労働部次長をもって充てる。

3 部に別表の上欄に掲げる班を置き、同表の下欄に掲げる区域を管轄させる。

4 班に班長及び班員を置き、班長には別表の中欄に掲げる組織の長の職にある者をもって充て、班員には同表の中欄に掲げる組織に所属する職員をもって充てる。

（昭四七規則五五・追加、平一〇規則一九・平二〇規則三八・令二規則二二・一部改正）

（救助の程度、方法及び期間）

第五条 知事は、政令第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間を定めたときは、これを告示するものとする。

2 前項の規定により難い特別の事情があるときは、別に定めるところによるものとする。

(昭四六規則七一・昭四七規則五五・昭四八規則六四・平一三規則三三・平二六規則一・令元規則二五・一部改正)

(物資の収用等の場合の公用令書等)

第六条 省令第一条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書(様式第三号から様式第三号の四まで)
- 二 公用変更令書(様式第四号)
- 三 公用取消令書(様式第五号)

2 知事は、前項第一号の公用令書を交付するときは、強制物件台帳(様式第六号)に、これを登録するものとする。

3 第一項第二号又は第三号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあつては、変更事項を記録しなければならない。

第七条 削除

(平一三規則三三)

(物資の収用等の引渡時における所有者等の立会い)

第八条 省令第二条第三項の規定により、当該職員が収用又は使用すべき物資の引渡しを受け受領調書(様式第七号)を作成しようとするときは、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者の立ち会いの下で行わなければならない。ただし、やむをえない場合においては、この限りでない。

(平一三規則三三・平一九規則二一・一部改正)

(損失補償請求書)

第九条 省令第三条の規定により、損失補償請求書(様式第八号)の提出があつたとき及びこれに基づき損失の補償を行つたときは、第六条第二項の強制物件台帳に所要の事項を記録するものとする。

(平一三規則三三・一部改正)

(従事命令の場合の公用令書等)

第十条 省令第四条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 公用令書(様式第九号)
- 二 公用取消令書(様式第十号)

2 前項第一号の公用令書を交付するときは、救助従事者台帳(様式第十一号)に、

これを登録するものとする。

- 3 第一項第二号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録してこれを抹消しなければならない。

(協力命令の場合の様式等)

第十一条 法第八条に規定する救助に関する業務に協力させる者には、協力令書(様式第十二号)を交付するものとする。ただし、そのいとまがないときはこの限りでない。

- 2 前項の協力令書を交付するときは、救助協力者台帳(様式第十三号)に、これを登録するものとする。

(平二六規則一・一部改正)

第十二条 削除

(平一三規則三三)

(従事命令に従事できない場合の届出)

第十三条 省令第四条第二項の規定による届出に当たり添付する書類は、次のものとする。

- 一 負傷又は疾病により従事することができない場合においては、医師の診断書
- 二 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官その他適当な機関の証明書

(平一三規則三三・令元規則一四・一部改正)

(実費弁償)

第十四条 知事は、政令第五条の規定による実費弁償に関して必要な事項を定めるときは、これを告示するものとする。

(令二規則二二・全改)

(実費弁償請求書の様式)

第十五条 省令第五条に規定する実費弁償請求書は、様式第十四号による。

(立入検査証)

第十六条 法第十条第三項において準用する法第六条第四項の規定により、当該職員が立入検査にあたって、携帯する証票は様式第十五号による。

(昭五〇規則五九・平一九規則二一・平二六規則一・一部改正)

第十七条 削除

(平一三規則三三)

(扶助金支給申請書の様式等)

第十八条 省令第六条第一項の規定による扶助金支給申請書は様式第十八号による。

- 2 前項の扶助金申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書の提出に当たり、添付する書類は次のものとする。

- 一 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた

収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類及び証明書等

二 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治ゆまでの見込期間等に関する医師の意見書

3 省令第六条第一項の規定により、扶助金支給申請書の提出があつたとき及びこれに基づき扶助金の支給を行つたときは、第十条第二項の救助従事者台帳又は第十一条第二項の救助協力者台帳に所要の事項を記載するものとする。

(平一三規則三三・令元規則一四・令元規則二五・一部改正)

(知事の権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする場合の通知)

第十九条 知事は、法第十三条第一項の規定により救助の実施に関するその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととするときは、様式第十九号により政令第十七条第一項の規定による通知を行うものとする。

(平一三規則三三・全改、平二六規則一・一部改正)

(繰替支弁)

第二十条 法第三十条の規定による市町村長の救助の実施に要する費用は、市町村において一時繰替支弁をするものとする。

(平一三規則三三・平二六規則一・令元規則一四・一部改正)

(繰替支弁金請求書及び提出期限)

第二十一条 市町村長は、前条の規定により一時繰替支弁をしたときは、救助に関する業務の完了後六十日以内に次の各号に掲げる書類を知事に提出するものとする。

一 災害救助費繰替支弁金請求書(様式第二十一号及び第二十一号の二)

二 救助業務に要した経費算出内訳(様式第二十二号)

三 被害状況調(様式第二十四号)

四 災害救助費繰替支弁状況調(様式第二十五号)

五 歳入歳出予算書抄本及び支払証拠書類の写し

2 市町村長は、前条に規定する費用について、概算払を受けようとするときは災害救助費繰替支弁金概算払請求書(様式第二十六号)を、精算を行うときは災害救助費繰替支弁金精算請求書(様式第二十七号)に前項第二号から五号までに掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

(昭四七規則七九・昭五〇規則五九・平一三規則三三・令二規則二二・一部改正)

第二十二条 削除

(平三〇規則三四)

(救助事務費)

第二十三条 知事は、法第十八条第一項に規定する救助の事務を行うのに必要な費用として支出できる範囲及び限度額等を定めたときは、これを告示するものとする。

(平三〇規則三四・全改、令二規則二二・一部改正)

(災害救助基金台帳)

第二十四条 法第二十二条の規定に基づき設置した福岡県災害救助基金に係る収入及び支出については、福岡県災害救助基金台帳(様式第四十三号及び様式第四十四号)に記載し、常時その状況を明らかにするものとする。

(昭四三規則七・追加、昭四五規則六七・旧第二十四条繰上、昭四七規則七九・旧第二十三条繰下・一部改正、昭五〇規則五九・平二六規則一・一部改正)

(補則)

第二十五条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

(昭四五規則六七・追加、昭四七規則七九・旧第二十四条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和四十年四月一日から適用する。

(災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

一 災害救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の程度(昭和二十九年四月福岡県告示第三百一号)

二 災害救助金の支給基礎額(昭和三十年七月福岡県告示第六百二十一号)

附 則(昭和四一年規則第四〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十一年四月一日から適用する。

附 則(昭和四二年規則第三七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第七号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十二年八月一日から適用する。

附 則(昭和四三年規則第六〇号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十三年四月一日から適用する。ただし、別表一応急仮設住宅の供与の項(3)の改正規定は、昭和四十三年四月一日から同年七月二十二日までの間に設置された応急仮設住宅については、なお従前の例による。

附 則(昭和四四年規則第五二号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附 則(昭和四五年規則第六七号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十五年四月一日から適用する。

附 則(昭和四六年規則第七一号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十七年四月一日から適用する。

附 則（昭和四七年規則第七九号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四八年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和四八年規則第六四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年七月三十一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十八年十月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第三六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和四九年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和四十九年十月一日から適用する。

附 則（昭和五〇年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和五十年四月一日から適用する。

附 則（昭和五一年規則第五九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、昭和五十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和五二年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和五三年規則第六六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十三年四月一日から適用する。

附 則（昭和五四年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、

昭和五十四年四月一日から適用する。

附 則（昭和五五年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十五年四月一日から適用する。

附 則（昭和五六年規則第四七号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十六年四月一日から適用する。

附 則（昭和五七年規則第四六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十七年四月一日から適用する。ただし、改正後の別表第一北筑前福祉救助班の項管轄区域の欄の規定は昭和五十六年四月一日から、同表福岡福祉救助班の項管轄区域の欄の規定（太宰府市に係る部分を除く。）は昭和五十七年五月十日から適用する。

附 則（昭和五八年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十八年四月一日から適用する。

附 則（昭和五九年規則第五八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

附 則（昭和六〇年規則第五六号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。

附 則（昭和六一年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十一年四月一日から適用する。

附 則（昭和六二年規則第四四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十二年四月一日から適用する。

附 則（昭和六三年規則第五五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、昭和六十三年四月一日から適用する。

附 則（平成二年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成二年四月一日から適用する。

附 則（平成三年規則第六二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三年四月一日から適用する。

附 則（平成四年規則第六五号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成五年規則第五三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成五年四月一日から適用する。

附 則（平成六年規則第六九号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成六年四月一日から適用する。

附 則（平成七年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第一九号）抄
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一〇年規則第三五号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成九年四月一日から適用する。

附 則（平成一〇年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十年四月一日から適用する。

附 則（平成一二年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

附 則（平成一三年規則第三三号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十二年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第四一号）
（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一四年規則第五一号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成十四年四月一日から適用する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第四五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年規則第四二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の十の項及び十二の項の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附 則（平成一七年規則第三号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一宗像救助班の項管轄区域の欄の改正規定（「宗像市」を「宗像市 福津市」に改める部分に限る。） 平成十七年一月二十四日

二 別表第一久留米救助班の項管轄区域の欄の改正規定 平成十七年三月二十日

三 前二号に掲げる規定以外の規定 平成十七年三月二十八日

附 則（平成一七年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則別表第二の二の項（５）及び九の項の規定は、平成十七年四月一日から適用する。

附 則（平成一八年規則第二号）

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一鞍手救助班の項の改正規定 平成十八年二月十一日

二 別表第一朝倉救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十日

三 別表第一嘉穂救助班の項の改正規定 平成十八年三月二十七日

附 則（平成一八年規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年規則第二一号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第三八号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年規則第五〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄
（施行期日）

1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則（平成二二年規則第三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二二年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年規則第二八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二七年規則第五七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二八年規則第六〇号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二九年規則第二二号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成二十九年四月一日から適用する。

附 則（平成三〇年規則第三四号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の福岡県災害救助法施行細則の規定は、平成三十年四月一日から適用する。ただし、別表第一筑紫救助班の項管轄区域の欄の改正規定は、平成三十年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第一四号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び別表第一の改正規定は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和元年規則第二五号）

この規則は、令和元年十月一日から施行する。

附 則（令和二年規則第二二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附 則（令和三年規則第二六号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第四条の二関係）

（平二一規則三九・全改、平二二規則三・平三〇規則三四・令元規則一四・令元規則二五・一部改正、令二規則二二・旧別表第一・一部改正）

班名	組織	管轄区域
救助総括班	福祉労働部福祉総務課	県下全域（法第二条の二第一項に規定する救助実施市を除く。）
筑紫救助班	福岡県筑紫保健福祉環境事務所	筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市
粕屋救助班	福岡県粕屋保健福祉事務所	古賀市 糟屋郡
糸島救助班	福岡県糸島保健福祉事務所	糸島市
宗像・遠賀救助班	福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所	中間市 宗像市 福津市 遠賀郡
嘉穂・鞍手救助班	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	直方市 飯塚市 宮若市 嘉麻市 鞍手郡 嘉穂郡
田川救助班	福岡県田川保健福祉事務所	田川市 田川郡
北筑後救助班	福岡県北筑後保健福祉環境事務所	久留米市 小郡市 うきは市 朝倉市 朝倉郡 三井郡
南筑後救助班	福岡県南筑後保健福祉環境事務所	大牟田市 柳川市 八女市 筑後市 大川市 みやま市 三潞郡 八女郡
京築救助班	福岡県京築保健福祉環境事務所	行橋市 豊前市 京都郡 築上郡

6 応援協定等

災害協定関係機関・団体一覧

No.	協定の名称	協定先	締結年月日	概要	分類
1	直方市、鞍手町消防応援協定書	直方市	昭和40年12月1日	消防組織法に基づき、相互に消防力を活用し、被害を最小限に防止する相互応援に関する協定書	消防応援
2	中間市、鞍手町消防相互応援協定書	中間市	昭和40年12月1日	消防組織法に基づき、相互に消防力を活用し、被害を最小限に防止する相互応援に関する協定書	消防応援
3	遠賀町、鞍手町消防相互応援協定書	遠賀町	昭和40年12月25日 (平成18年11月13日)	消防組織法に基づき、相互に消防力を活用し、被害を最小限に防止する相互応援に関する協定書	消防応援
4	直方市、鞍手町救急業務協定書	直方市	昭和46年4月20日	直方市と鞍手町における救急事故に関して、相互の救急力を活用して、円滑かつ迅速に実施するための協定	消防応援
5	鞍手町と岡垣町との消防相互応援協定書	岡垣町	昭和52年10月1日	消防組織法に基づき、相互に消防力を活用し、被害を最小限に防止する相互応援に関する協定書	消防応援
6	鞍手町と宗像市との消防相互応援協定書	宗像市	昭和52年10月1日	消防組織法に基づき、相互に消防力を活用し、被害を最小限に防止する相互応援に関する協定書	消防応援
7	宮田町、小竹町、若宮町、鞍手町消防相互応援協定書	宮田町 小竹町 若宮町	平成元年7月1日	火災又は地震等の災害発生の際に関係町間の消防力を活用して災害による被害を最小限に防止する協定書	消防応援
8	災害時における鞍手町、鞍手町内郵便局間の相互協力に関する覚書	鞍手町内郵便局	平成10年7月15日	災害対策基本法に基づき、鞍手町内に災害が発生した際の情報の相互提供等に関する覚書	相互協力
9	福岡県消防相互応援協定	福岡県及び 県内市町村	平成11年6月25日 (平成18年10月10日)	福岡県内の消防広域応援体制に関する協定書	消防応援
10	災害時における福岡県内市町村間の相互応援に関する基本協定	福岡県内市町村	平成17年4月26日	災害対策基本法第2条第1号に規定する災害に伴う応急対策及び復旧対策について市町村の相互応援に関する協定	相互支援
11	災害時における物資供給に関する協定書	NPO法人 コメリ災害対策 センター	平成19年7月10日	地震及び風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、物資を迅速かつ円滑に供給するための協定	物資支援
12	鞍手町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省 九州地方整備局	平成23年11月16日	国土交通省所管施設で大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合の被害の拡大を防ぎ、二次災害を防止に関する協定書	相互応援
13	災害時における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等の協力に関する協定について	福岡県葬祭業 協同組合	平成25年2月4日	地震・風水害その他災害が発生した場合における葬祭用品の供給及び遺体の搬送等に関する協定	葬祭用品 の供給等
14	鞍手町災害時におけるボランティア活動に関する協定書	社会福祉法人 鞍手町 社会福祉協議会	平成26年11月26日	地域防災計画に基づく災害時におけるボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書	ボランティア

No.	協定の名称	協定先	締結年月日	概要	分類
15	災害発生時における鞍手町と関係郵便局の協力に関する協定	鞍手町内郵便局 八幡南郵便局	平成27年8月31日	鞍手町内に発生した地震その他による災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するための協定	相互協力
16	地震、台風、豪雨その他の災害に係る応急工事に関する協定書	鞍手町地域 開発協力会	平成28年4月1日 令和6年4月1日 (毎年度更新)	災害が発生する恐れがある場合の防止対策、災害が発生した場合の二次災害の防止対策及び災害発生後の復旧に係る応急工事	応急工事
17	鞍手町地域防災計画に基づく災害時の医療救護活動に関する協定書	直方鞍手医師会	平成28年11月18日	地域防災計画に基づく災害時におけるボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書	医療
18	鞍手地区災害復旧に関する覚書	九州電力株式会社 送配電カンパニー	平成30年10月19日	非常災害時におけるライフラインの早期復旧に関する覚書	相互協力
19	防災パートナーシップに関する協定書	九州朝日放送 株式会社	平成31年2月6日	災害予防対策のための災害に関する映像を提供する等に関する協定書	パートナーシップ
20	災害発生時における福祉避難所としての設置運営に関する協定書	地方独立行政法人くらて病院	平成31年4月1日	災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定書	福祉避難所
21	災害時における物資供給等に関する協定書	株式会社 トライアル カンパニー	令和元年6月25日	地震及び風水害その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、物資を迅速かつ円滑に供給するための協定	物資供給
22	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	三水会	令和2年6月2日	災害時における一時避難所としての施設使用に関する協定	一時避難所
23	北九州市上下水道局と鞍手町との技術協力に関する協定書	北九州市	令和2年7月20日	地震等の自然災害や施設事故により水道水の供給に支障が生じた場合の迅速な応援及び水道事業の運営に関して技術協力を行う協定書	相互応援
24	災害時に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和3年5月27日	情報発信等に関する協定	パートナーシップ
25	災害時における支援協力に関する協定書	大和ハウス工業 株式会社	令和5年11月30日	災害発生時における一時避難場所や救護物資の一時保管の提供等に関する協定	一時避難所、 物資集積 拠点
26	災害時における物資供給に関する協定	株式会社ナフコ	令和6年1月25日	災害対策基本法に基づく災害が発生し、又は発生する恐れがある場合、必要な物資の供給等に関する協定	物資支援
27	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社 ゼンリン 九州支社	令和6年8月1日	災害時における地図製品に関する協定	物資支援

各種様式一覧

情報整理、報告
参集記録票
参集途上の被災状況記録票
被害発生状況連絡票
災害箇所一覧表
り災台帳
人的被害報告
住家被害報告
その他の被害報告
福岡県災害調査報告実施要綱に基づく様式
災害概況即報（様式第1号）
被害状況報告即報確定（様式第2号の1）
福祉施設被害即報（様式第2号の2）
救護を要する傷病者即報（様式第2号の3）
商工被害状況即報（様式第2号の4）
農業関係被害即報（様式第2号の5）
山林【林地】被害状況即報詳報確定報告（様式第2号の6）
山林【治山施設】被害状況即報詳報確定報告（様式第2号の7）
山林【林道】被害状況即報詳報確定報告（様式第2号の8）
山林【森林】被害状況即報詳報確定報告（様式第2号の9）
山林【作業路・林産物・苗畑・林業施設】被害状況即報詳報確定報告 （様式第2号の10）
水産被害状況即報詳報確定報告（様式第2号の11）
漁港被害状況即報詳報確定報告（様式第2号の12）
土木被害状況即報（様式第2号の13）
建築物被害状況即報（様式第2号の14）
都市施設等被害状況即報（様式第2号の15）
教育施設関係被害状況即報（様式第2号の16）
衛生被害状況詳報確定報告（様式第3号の1）
災害による商工被害状況詳報確定報告（様式第3号の2）
水稻被害状況詳報確定報告(その1)初期の被害（様式第3号の3）
水稻被害状況詳報確定報告(その2)中後期の被害（様式第3号の4）
災害による水稻被害状況詳報確定報告(その3)干害（様式第3号の5）
農作物被害状況詳報確定報告（水稻を除く）（様式第3号の6）
農業関係施設被害状況詳報確定報告（様式第3号の7）

福岡県災害調査報告実施要綱に基づく様式
樹体被害状況詳報確定報告（様式第3号の8）
畜産関係被害状況詳報確定報告（その1）（様式第3号の9）
畜産関係被害状況詳報確定報告（その2）（様式第3号の10）
畜産関係被害状況詳報確定報告（その3）（様式第3号の11）
畜産関係被害状況詳報確定報告（その4）（様式第3号の12）
農地農業用施設被害状況詳報確定報告（様式第3号の13）
農業関係非共同利用施設及び地方公共団体施設被害状況詳報確定報告 （様式第3号の14）
農業共同組合及び農業共同連合会の在庫品被害状況詳報確定報告 （様式第3号の15）
土木被害状況詳報確定報告（様式第3号の16）
被害額報告（様式第4号）
応援要請
自衛隊災害派遣要請依頼書
自衛隊災害派遣撤収依頼書
避難所
避難者カード
避難者名簿
避難所運営記録
救助、医療、交通輸送等
物品の受払簿（避難所用）
避難所設置及び収容状況
行方不明者名簿
医療救護所開設状況報告
緊急通行車両事前届出書・急通行車両事前届出済証
緊急通行車両確認証明書
物品の受払簿（物資集配拠点用）
遺体の処理・埋葬
遺体処理票
遺留品処理票
り災証明
罹災届出証明願
罹災証明書
義援金品受領書

「ふっ」と笑顔になる。
「て」を伸ばせば望みに届く。
探せば「ふく」も見つかる。
ふっくらへんがら。



【ふっくら くらて】【名詞】

鞍手町にあるヒト、モノ、コト、バショについて、
良いところを見つけ出し、育て、デザインすること
によって町民みんながふっくらと幸せになるさま。

「ふっくらくらて」は、鞍手町のコミュニケーションマークです。

鞍手町地域防災計画（資料編）

編集・発行 鞍手町

〒807-1392 福岡県鞍手郡鞍手町大字小牧 2080 番地 2

TEL 0949-42-2111 FAX 0949-42-5693

町公式 HP <https://www.town.kurate.lg.jp>

町公式 FB <http://ja-jp.facebook.com/town.kurate>

町 LINE 公式アカウント @kurate
